# T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(インド・ダブルブル9)
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(インド・ダブルベア9)
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(中国・ダブルブル9)
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(中国・ダブルベア9)
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(ナスダック100・ダブルブル9)
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(ナスダック100・ダブルベア9)
追加型投信/海外/株式/特殊型(ブル・ベア型)

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(金・ダブルブル9) T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(金・ダブルベア9) 追加型投信/内外/その他資産(商品)/特殊型(ブル・ベア型)

T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (マネープールファンド 9) 追加型投信 / 国内 / 債券

> 投資信託説明書 (請求目論見書) 2025.1.28

T&Dアセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者から請求があった場合に交付を行う請求目論見書です。

この投資信託説明書(請求目論見書)により行うファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年12月10日に関東財務局長に提出しており、2024年12月11日にその効力が生じております。

発行者名 : T & D アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 田中 義久 本店の所在の場所 : 東京都港区芝五丁目36番7号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

# 投資信託説明書(請求目論見書) 目次

												頁
第	_	部	フ	ア		ン		ド	帽		報	 6
	第	1	フ	ア	>	7	ド	σ	)	状	況	 6
	第	2	管	Ŧ	里	及		び	ij	Ī.	営	 64
	第	3	フ	ア	ン	ド	の	経	理	状	況	 70
	第	4	内[	国投資	資信	託受	益詞	正券	事務	ろの根	既要	 145
第	Ξ	部	委	託	会	社	<b>#</b>	<b>)</b>	の	情	報	 146
	第	1	委	託	会	社	. {	筝	の	概	況	 146

約款

## 第一部【証券情報】

## (1)【ファンドの名称】

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(インド・ダブルブル9)

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(インド・ダブルベア9)

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(中国・ダブルブル9)

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(中国・ダブルベア9)

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(ナスダック100・ダブルブル9)

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(ナスダック100・ダブルベア9)

T& Dダブルブル・ベア・シリーズ9(金・ダブルブル9)

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(金・ダブルベア9)

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(マネープールファンド9)

## 本書においてファンドの名称を略称で記載する場合があります。

ファンドの名称		略称	
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ 9	インド・ダブル	インド・	
(インド・ダブルブル 9)	ブル 9	- ダブルブル	
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ 9	インド・ダブル	- タフルフル	株式 ( 為替ヘッジ
(インド・ダブルベア 9)	ベア 9	・ベア 9	あり ) ダブル
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (中国・ダブルブル 9)	中国・ダブル ブル 9	   中国・  - ダブルブル	ブル・ベア ・グループ
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9	中国・ダブル	- タフルフル	
(中国・ダブルベア 9)	ベア 9	・ベア 9	
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ 9	ナスダック100・	ナスダック100・	株式 ( 為替ヘッジ
(ナスダック 1 0 0・ダブルブル 9)	ダブル ブル9		なし ) ダブル
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ 9	ナスダック100・	ダブルブル・ベア 9	ブル・ベア
(ナスダック 1 0 0・ダブルベア 9)	ダブル ベア9		・グループ
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9	金・ダブル	金・	商品ダブル
(金・ダブルブル 9)	ブル 9	- ダブルブル	ブル・ベア
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9	金・ダブル	- ダブルブル	・グループ
(金・ダブルベア 9)	ベア 9	・ベア 9	
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ 9 (マネープールファンド 9)	マネープールファンド	9	

以上を総称して「T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9」、また、総称または個別に「ファンド」または「各ファンド」ということがあります。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

委託者(以下「委託会社」ということがあります。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるT&Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき5兆円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額 1とします。

マネープールファンド9はスイッチング<sup>2</sup>以外による購入はできません。

- 1 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。(ただし、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。)
- 2 「スイッチング」とは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいい ます。詳しくは後述「(12)その他 スイッチング」をご参照ください。

基準価額につきましては、販売会社(委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)または下記にお問い合わせください。

T&Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

インターネットホームページ https://www.tdasset.co.jp/

### (5)【申込手数料】

2.2%(税抜2.0%)を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。 申込手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。ただし、マネープールファン ド9へのスイッチングには、申込手数料はかかりません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### (6)【申込単位】

1口単位とします。

### (7)【申込期間】

2024年12月11日から2025年8月26日まで

## (8)【申込取扱場所】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号 上記の販売会社の本・支店において申込の取扱いを行います。

### (9)【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める払込期日までに、購入代金(発行価格に申込口数を乗じて得た金額に申込手数料(税込)を加算した金額をいいます。)をお申込いただく販売会社に支払う ものとします。払込期日につきましては、販売会社にお問合せください。

振替受益権にかかる各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に振込まれます。

### (10)【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所(販売会社)と同様です。お問合せにつきましては、前述「(4)発行(売出)価格」の照会先をご参照ください。

#### (11)【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

## (12)【その他】

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

申込方法

受益権の購入に関しては、販売会社所定の方法でお申込ください。

申込の受付は、原則として営業日の午後2時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社により異なることや変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

マネープールファンド9は、スイッチング以外による購入はできません。

なお、T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9は後継ファンドを設定しません。

2025年8月27日以降、購入およびスイッチングの申込はできません。

### 申込不可日

下記のいずれかに該当する日には、購入、換金およびスイッチングの申込はできません。

#### 「インド・ダブルブル・ベア9」

- ・シンガポール、インドの各証券取引所の休業日
- ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

### 「中国・ダブルブル・ベア9」

- ・香港の証券取引所の休業日(半休日を含む)
- ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

### 「ナスダック100・ダブルブル・ベア9」

- ・ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ロンドン、香港、シンガポール、ニューヨークの各銀行の休業日
- ・「香港、シンガポールの各銀行の休業日」の前営業日

### 「金・ダブルブル・ベア9」

- ・香港、ニューヨークの各証券取引所の休業日(香港の半休日を含む)
- ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

#### スイッチング

スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいいます。 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9を構成するファンドを以下aからdの4つのペアに分け、同一ペア内および各ファンドとマネープールファンド9間でスイッチングが可能です。異なるペア間のスイッチングは、マネープールファンド9経由で可能です。

- a. インド・ダブルブル 9、インド・ダブルベア 9
- b. 中国・ダブルブル9、中国・ダブルベア9
- c. ナスダック100・ダブルブル9、ナスダック100・ダブルベア9
- d. 金・ダブルブル9、金・ダブルベア9

マネープールファンド9は、スイッチング以外による購入はできません。

スイッチングの際には、購入・換金時と同様に販売会社が定める所定の手数料等がかかります。

(マネープールファンド9へのスイッチングには、購入時手数料はかかりません。)

詳しくは後述「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色 スイッチングについて」をご参照ください。

購入申込の受付の中止、およびすでに受付けた購入申込の受付の取消

特別な事情が発生した場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入およびスイッチングの申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

「特別な事情」とは下記をいいます。(マネープールファンド9を除く)

- a.外国投資信託を主要投資対象とする各ファンドにおいて、当該外国投資信託が実質的に活用する 有価証券および有価証券にかかる先物取引等のうち主として取引を行うものについて、当該取引に かかる証券取引所の当日の午後の取引が行われないとき、もしくは停止されたとき。
- b. 外国投資信託を主要投資対象とする各ファンドにおいて、当該外国投資信託が実質的に活用する 有価証券および有価証券にかかる先物取引等のうち主として取引を行うものについて、当該取引に

かかる証券取引所の当日の午後の取引終了時における当該取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等、やむを得ない事情が発生したこと等により、当該外国投資信託の当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

c. のa.からd.に示した同一ペア内の他のファンドが購入・換金の申込の受付を中止したとき、またはすでに受付けた購入・換金の申込の受付を取消したとき。

# 第二部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

# 1【ファンドの性格】

# (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

# ファンドの目的

インド・ ダブルブル 9	日々の基準価額の値動きがインドの株価指数であるNifty 50指数の日々の騰落率の概ね2倍 程度となる投資成果を目指して運用を行います。
インド・ ダブルベア 9	日々の基準価額の値動きがインドの株価指数であるNifty 50指数の日々の騰落率の概ね2倍 程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。
中国・ ダブルブル 9	日々の基準価額の値動きが中国の株価指数であるハンセン中国企業株指数(H株指数)の日々の騰落率の概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
中国・ ダブルベア 9	日々の基準価額の値動きが中国の株価指数であるハンセン中国企業株指数(H株指数)の日々の騰落率の概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。
ナスダック100・ ダブルブル9	日々の基準価額の値動きが米国の株価指数であるナスダック100指数における円ベースでの 日々の騰落率の概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
ナスダック100・ ダブルベア9	日々の基準価額の値動きが米国の株価指数であるナスダック100指数における円ベースでの 日々の騰落率の概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。
金・ ダブルブル 9	日々の基準価額の値動きが香港証券取引所上場の代表的な金ETFであるSPDR・ゴールド・シェアの日々の騰落率の概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
金・ ダブルベア 9	日々の基準価額の値動きが香港証券取引所上場の代表的な金ETFであるSPDR・ゴールド・シェアの日々の騰落率の概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。
マネープール ファンド 9	安定した収益の確保を図ることを目指して運用を行います。

## ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性 区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類等を網掛け表示しています。

## 「インド・ダブルブル・ベア9、中国・ダブルブル・ベア9」

## <商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株 式 債 券	インデックス型
	海外	不動産投信 その他資産	特殊型
追加型投信	内 外	資産複合	(ブル・ベア型)

### <属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一大型株 中が 情券 一公社のレジ で が が が が が が が が が が が が が が が が が が	年1回 年2回 年6回 年6月 年12月 年年年年 年の他	グローバル 日本 北欧州 アジアオセアア オロ南リア アフリウ東(中近東( エマージング	ファミリー ファンド ・オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ) なし	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他

株価指数に連動もしくは逆連動を目指す円建の外国投資信託を主要投資対象としますので、商品分類 表における投資対象資産(収益の源泉)は、株式と分類しています。

# 「ナスダック100・ダブルブル・ベア9」

## <商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株 式 債 券	インデックス型
	海外	不動産投信 その他資産	特殊型
追加型投信	内 外	資産複合	(ブル・ベア型)

# <属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一大型株 中学 一公社そのレジー での世産投信 での他資産 (投資信託証券 (その他資産 (その他資産 (その他資産 (その他資産 (その他資産 (その他資産))	年1回 年2回 年6回 年6月 年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年	グローバル 日本 北米 欧州 アジアオ中 マア マージンク 中近東 (ジング	ファミリー ファンド ファンド・ ファンズ	ありなし	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収型 追求型 その他

株価指数に連動もしくは逆連動を目指す円建の外国投資信託を主要投資対象としますので、商品分類 表における投資対象資産(収益の源泉)は、株式と分類しています。

# 「金・ダブルブル・ベア9」

## <商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株 式 債 券	インデックス型
	海外	不動産投信	# <b>5</b>
追加型投信	内外	その他資産(商品) 資産複合	特殊型 (ブル・ベア型)

# <属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一大型株 中学 一公社 でのしず でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	年1回 年2回 年6回 年6月 年12月 年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年	グローバル (日本を含む) 日本 日本 日本 日本 日本 アンフ マンフ マンフ マンフ マンフ マンフ マンフ マンフ マンフ マンフ マ	ファミリー ファンド ・オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ) なし	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他

商品指数またはETFに連動もしくは逆連動を目指す円建の外国投資信託を主要投資対象としますので、商品分類表における投資対象資産(収益の源泉)は、その他資産(商品)と分類しています。

## 「マネープールファンド9」

### <商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海外	不動産投信 その他資産
追加型投信	内外	資産複合

## <属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 ー般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産(投資信託証券(債券)) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル <b>日本</b> 北	ファミリー ファンド ファンド・オブ ・ファンズ

## <商品分類の定義>

## 追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド をいいます。

## 国内

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨 の記載があるものをいいます。

### 海外

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨 の記載があるものをいいます。

## 内外

目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### 株式

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### 債券

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### その他資産

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 特殊型(ブル・ベア型)

目論見書または信託約款において、投資家に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があり、属性区分の特殊型において、ブル・ベア型に分類されるものをいいます。

### <属性区分の定義>

## その他資産(投資信託証券(その他資産))

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて実質的にその他資産(株式・債券等以外)に投資を行うものをいいます。

### その他資産(投資信託証券(債券))

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券に投資を行う旨の記載があるものをいいます。

### 年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

## 日本

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### グローバル(日本を含む)

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### 北米

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### エマージング

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域)) の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### ファミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除 く。)を投資対象として投資するものをいいます。

### ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

## 為替ヘッジあり

目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載が あるものをいいます。

### 為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

## ブル・ベア型

目論見書または信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種 指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載がある ものをいいます。

属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (www.toushin.or.jp)をご参照ください。

#### ファンドの特色

## ファンドの特色

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9は、9本(8本のファンドおよび「マネーブールファンド9」)のスイッチング可能なファンドから構成されています。

- ◆ ダ ブ ル ブ ル … 日々の基準価額の値動きが、対象とする株価指数およびETF®の日々の値動きの「概ね 2億程度」となる投資成果を目指して運用を行います。
- ◆ ダ ブ ル ベ ア … 日々の基準価額の値動きが、対象とする株価指数およびETF®の日々の値動きの「概ね 2倍程度反対」となる投資成果を目指して運用を行います。
  - (注)ETF (土場投資信託)とは、特定の経価指数、債券指数、商品価格(商品指数を含む)等に運動することを目的に運用される投資信託のことで、 通常の株式と同じように証券取引所において、いつでも売買が可能です。 また、経価指数およびETFを総称して「各種指数等」ということがあります。
  - 対象とする各種指数等の日々の値動きの「概ね2倍程度」または「概ね2倍程度反対」に価格が連動する円建の 外国投資信託を主要投資対象とします。
    - 5外間投資信託の組入比率は、原則として高位を保ちます。
  - ※短期金融商品等に直接投資する場合があります。
- ◆マネーブールファント9 … 安定した収益の確保を図ることを目指して運用を行います。

一般にブル・ペアファンドとは デルバティブ(金融派生産品)の機様送用により、 証券や通貨等の番格変動等の指揮(インデッ クス)に対して、ある一定の倍率での値動きを 目指すファンドで、ブル型とペア型があり、総称 してブル・ペアファンドと呼ばれます。 ブル型

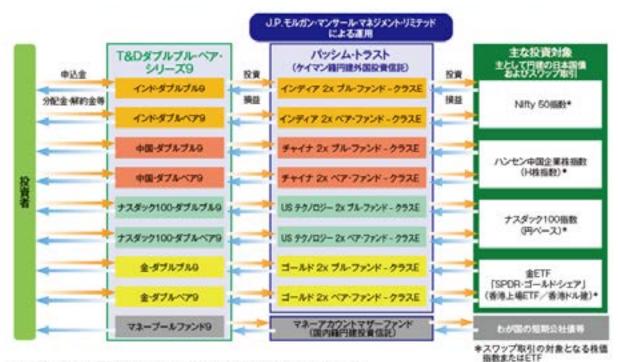
雄牛が角を下から上に限り上げる様子に例えて、 対象とする株式等の相様が変動したときに、その 変動を一定の倍率でファンドの値動きに反映 させることを回指すファンドです。 ベア型

無が手を上から下に限り下ろす様子に例えて、 対象とする株式等の相場が変動したときに、 その変動とは逆の動きを一定の結率でファンドの 動きに反映させることを目指すファンド です。

資金動向や市沢動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

# ファンドの仕組み

- ●マネーブールファンド9を除く各ファンドは、円建の外国投資信託「バッシム・トラスト」の各サブ・ファンドであるクラスE証券(以上を総称または個別に「組入外国投資信託」ということがあります。)および国内投資信託であるマネーアカウントマザーファンドに投資を行うファンド・オブ・ファンズです。組入外国投資信託では、直接株式やETF等への投資、為替取引等を行わず、スワップ取引を活用して実質的な投資成果の享受を目指します。
- ●マネーブールファンド9は、マネーアカウントマザーファンドを親投資信託(マザーファンド)としたファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



マネーブールファント9を除く各ファントについても、マネーアカウントマザーファントに投資します。

### J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドについて

組入外国投資信託の運用を行うJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドは、ストラクチャード・ファンド の運用・管理を目的として設立された、J.P.モルガンに属する運用会社です。J.P.モルガンは米国ニューヨークに 本社を置く世界有数のグローバル総合金融サービス会社で、投資銀行、証券取引、資金決済、証券管理、資産運用、 ブライベート・バンキング、コマーシャル・バンキング、コンシューマー・コミュニティ・バンキング等、多岐にわたる金融 サービスを提供しています。

JP、モルガンは、JP・モルガン・チェース・アンド・カンパニー、およびその各国子会社または関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

青金動肉や市児動肉等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

# ファンドが目標とする投資成果

# 株式 (為替ヘッジあり) ダブルブル・ベア・グループ

以下の4本のファンドについては、実質組入外貨建資産の為替ヘッジを行っています。

ファンド名	対象とする株価指数	目標とする投資成果		
インド・ダブルブル9	Nifty 50指数	<ul> <li>●対象とする株価指数の日々の値動きの「概ね2個程度」となる投資 成果を目指して適用を行います。</li> <li>●ブル・ファンドにおいて実質的な為替ヘッジを行う際に、円よりも 短期金利の高い通貨に対しては為替ヘッジコストが発生しますが、 円よりも短期金利が低い通貨に対しては為替ヘッジプレミアムの 獲得が期待できます。また、当該ファンドはダブルブル・ファンドで あるため、為替ヘッジコストおよび為替ヘッジプレミアムも概ね2倍 程度となります。</li> </ul>		
中国・ダブルブル9	ハンセン中国企業株扱数(H株指数)			
インド・ダブルベア9	Nifty 50指数	●対象とする株価指数の日々の値動きの「概ね2値程度反対」となる 投資成果を目指して運用を行います。		
		●ベア・ファンドにおいて実質的な為替ヘッジを行う際に、円よりも短期金利の高い適賃に対しては為替ヘッジプレミアムの獲得が期待		
中国-ダブルベア9	ハンセン中国企業株指数(H株指数)	できますが、円よりも短期金利が低い通貨に対しては為替ヘッ コストが発生します。また、当該ファンドはダブルベア・ファンド あるため、為替ヘッジコストおよび為替ヘッジプレミアムも概ね2 程度となります。		

対象とする特価指数は今後変更となる場合があります。 上記ファンパの実質組入外資建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に訓除できるわけではありません。

インドルビーについては、実質的にNDF取引を活用して為替取引を行います。 直物為替先達取引 (NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引)とは、投資対象通貨を用いた受達を行わず、主に米ドル等による差金決済 のみを行う取引で、新興国通貨等への取引ニーズの高度りに伴い返用されるようになりました。

資金動向や市児動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

# 株式 (為替ヘッジなし) ダブルブル・ベア・グループ

以下の2本のファンドについては、実質組入外貨建資産の為替ヘッジを行っていません。

ファンド名	対象とする株価指数	目標とする投資成果
ナスダック100・ ダブルブル9	ナスダック100指数	<ul> <li>         ◆対象とする株価指数の日々の値動きの「概ね2倍程度」となる投資成果を目指して適用を行います。</li> <li>         ◆当該合成指数には、現地の株価変動に加え、米ドルと円の間の為替変動リスクも含まれます。そのため、円に対する米ドルの日々の値動きの影響も「概ね2倍程度」となります。</li> </ul>
ナスダック100- ダブルベア9	ナスダック100指数 (米ドル建)を円換算 した台成指数です。	<ul> <li>●対象とする株価指数の日々の値動きの「概ね2億程度反対」となる投資成果を目指して 適用を行います。</li> <li>●当該合成指数には、現地の株価変動に加え、米ドルと円の間の為替変動リスクも含まれます。そのため、円に対する米ドルの日々の値動きの影響も「概ね2倍程度反対」となります。</li> </ul>

対象とする特価指数は今後変更となる場合があります。

# 商品ダブルブル・ベア・グループ

以下の2本のファンドについては、実質組入外貨建資産の為替ヘッジを行っています。

ファンド名	対象とするETF	目標とする投資成果
金・ダブルブル9	SPDR- ゴールド・シェア	<ul> <li>         ◆対象とするETFの日々の値動きの「概ね2値程度」となる投資成果を目指して運用を行います。     </li> <li>         ●ブル・ファンドにおいて実質的な為替へッジを行う際に、円よりも短期金利の高い通貨に対しては為替へッジコストが発生しますが、円よりも短期金利が低い通貨に対しては為核ヘッジプレミアムの獲得が期待できます。また、当該ファンドはダブルブル・ファンドであるため、為替ヘッジコストおよび為替ヘッジプレミアムも概ね2倍程度となります。     </li> </ul>
金・ダブルベア9	(香港上場ETF/ 香港ドル健)	<ul> <li>         ◆対象とするETFの日々の値動きの「概ね2倍程度反対」となる投資成果を目指して適用を行います。     </li> <li>         ◆ベア・ファンドにおいて実質的な為替ヘッジを行う際に、円よりも短期金利の高い通貨に対しては為替ヘッジプレミアムの獲得が期待できますが、円よりも短期金利が低い通貨に対しては為替ヘッジコストが発生します。また、塩酸ファンドはダブルベア・ファントであるため、為替ヘッジコストおよび為替ヘッジプレミアムも概ね2倍程度となります。     </li> </ul>

対象とするETFは今後変更となる場合があります。 上記ファントの実質組入外貨速資産については、為替へッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。

# マネーブールファンド9

安定した収益の確保を図ることを目指して運用を行います。

責金動向や市児動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

### Nifty 50指数とは

インド株式市場全体の値動きを示す代表的な株価指数として、ナショナル証券取引所が発表を行うNity 50指数と、ボンベイ証券取引所が発表を行うS&P/BSE SENSEX指数(SENSEX指数)が一般に知られています。

指数	発表する取引所	構成銘柄数	計算方法
Nifty 50指数	ナショナル証券取引所	50銘柄	時価総額加重平均 インドルビー建
[参考] SENSEX指数	ポンペイ証券取引所	30銘柄	時債総額加重平均 インドルビー建

(2024年11月末日現在) 出所:ナショナル証券取引所、ボンベイ証券取引所

## ハンセン中国企業株指数(H株指数)とは

中国の株式市場には上海・流セン・香港の3ヵ所があります。香港証券取引所に上場する中国企業の値動きを示す代表的な株価指数として、H株指数やハンセン指数が一般に知られています。H株指数は中国本土で法人登記が行われている企業が発行する株式(H株)が主要構成銘柄です。

指数	発表する取引所	構成銘柄数	計算方法
ハンセン中国企業株指数 (H株指数)	香港証券取引所	50銘柄	時価総額加重平均 香港ドル建
[参考] 香港ハンセン指数 (ハンセン指数)	香港証券取引所	82時柄	時価組類加重平均 香港ドル建

(2024年11月末日頃在) 出所・ハンセン・インデックス・カンパニー

### ナスダック100指数とは

ナスダック100指数は、米国のナスダック市場(NASDAQ)に上場する金融以外のセクターで流動性が高く時価総額が大きい100銘 柄で構成される株価指数です。NASDAQは世界最大の新興企業(ベンチャー)向け株式市場であり、企業が成長した後もNASDAQ に上場を続ける企業が多く、アップル、アマゾン、グーグルといったIT関連企業が数多く上場しています。

指数	指数構成銘柄が 売買される主要取引所	構成銘柄数	計算方法
ナスダック100指数	NASDAQ	100结柄	時価総額加重平均 ※ドル建
[参考] ナスダック総合指数	NASDAQ	3,260銘柄	・ 時価総額加重平均
[参考] S&P500指数	ニューヨーク証券取引所や NASDAQ等	500銘柄	時価総額加重平均 米ドル建

(2024年11月末日現在) 出所NASDAQ、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス

昆柄数は株式発行体ベースです。

### SPDR・ゴールド・シェアとは

	金規物取引価格として、金価格の世界標準となる「金地金価格(ロンドン金値決め)」に運動を目指すETFです。 香港の他、ニューヨーク、メキシコ、シンガボール、東京の各証券取引所にも上場しています。
[参考]	COMEXとは、CME(シカゴ・マーカンタイル取引所)グループの一部門のニューヨーク商品取引所のことであり、
COMEX会告物	金・銀・銀・アルミ等が上場されている生物市場です。物に金生物は世界の金価格の指標的な存在となっています。

インド・ダブル・バア9(以下、「本施品」)は、NSE インディシーズ リミテッド(以下、NSEL)によって支持、保証、販売又は販売促進されるものではありません。NSELは、明示的にも暗示的にも、本施品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本施品に関する投資について、またインドにおいてNfty 50指数(以下、「本指数」)が市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、何ら表明、条件付け又は保証するものではありません。NSELのT&Dアセットマネジメント株式会社に対する唯一の関係は、NSELがT&Dアセットマネジメント株式会社又は本施品に関係なく決定、作成及び計算する本指数並びにNSELの登録機構についての利用許諾を与えることです。NSELは、本指数の決定、作成及び計算において、T&Dアセットマネジメント株式会社又は本施品の所有者の要求等を考慮に入れる義務を負うものではありません。NSELは本施品の販売に関する時期、価格の決定、又は本施品を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていません。NSELは、本施品の管理、マーケティング又は取引に関する機能又は責任を何ら負うものではありません。

NSELは、Nifty 50指数の計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではありません。また、NSELは、本指数に含まれる いかなる語り、欠落又は障害に対する責任を負いません。NSELは、本指数又はそれらに含まれるデータの使用により、T&Dアセットマネジメント 株式会社、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しません。NSELは、本指数又はそれに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行いません。以上のことに関わらず、特定の、顧明的、関係的あるいは結果的な顕書(利益の損失を含む)について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、NSELLが責任を負うことはありません。

Nasdag<sup>®</sup>、NASDAQ-100<sup>®</sup>およびNASDAQ-100 INDEX<sup>®</sup>は、Nasdag Inc. (以下、その関係会社と合わせて「ナスダック」といいます。) の登録商標であり、T80アセットマネジメント株式会社は、その使用を許諾されています。ナスダックは、ナスダック100-ダブルフル9およびナスダック100-ダブルベア9(以下、「当ファンドは) の適法性および適格性について保証するものではおりません。当ファンドは、ナスダックによって設定、承認、販売または販売が促進されるものではおりません。ナスダックは、当ファンドに関していかなる保証も行わず、また、いかなる責任も負担しません。

当資料に引用した各インデックスの表標、著作権、知的財産権およびその他一切の権利は、各インデックスの算出元に帰属します。また、各インデックスの算出元は、インデックスの内容を変更する権利および発表を停止する権利を有しています。

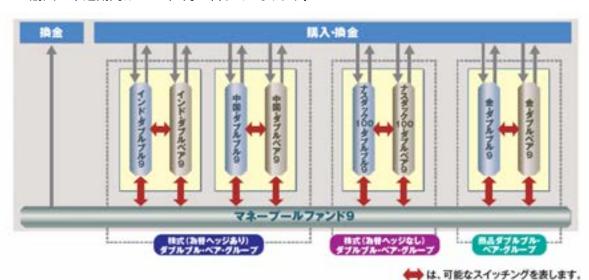
## スイッチングについて

スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいいます。

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9を構成するファンドを下図 の通り4つのベアに分け、同一ベア内および各ファンドとマネーブールファンド9間でスイッチングが可能です。異なるベア間のスイッチングは、マネーブールファンド9経由で可能です。マネーブールファンド9は、スイッチング以外による購入はできません。

スイッチングの際には、購入・換金時と同様に販売会社が定める所定の手数料等がかかります。 (マネーブールファンド9へのスイッチングには、購入時手数料はかかりません。)

T&D ダブルブル・ベア・シリーズ9は後継ファンドを設定せず、2025年9月10日に償還いたします。 購入の申込期間は2025年8月26日までとなります。



# ファンドの信託期間について

ファンドの信託期間は、2025年9月10日までです。原則として基準価額の水準にかかわらず、同日をもって信託期間を終了し 償還となりますので、十分ご留意のうえお申込みください。(原則として信託期間の延長は行いません。) なお、2025年8月27日以降、購入およびスイッチングの申込はできません。

資金動向や市沢動向等によっては、上記のような適用が行われない場合があります。

### 各ファンド(マネーブールファンド9を除く)の基準価額の変動についての留意直

### 基準信息の値動きについて

各ファンド(マネーブールファンド9を除く)は、日々の基準価額の値動きが、対象とする各種指数等の日々の値動きの「概ね 2倍程度」または「概ね2倍程度反対」となる投資成果を目指して運用を行います。したがいまして、たとえ正確に運用目標が達成されたとしても、2日以上離れた日との比較においては、「概ね2倍程度」または「概ね2倍程度反対」の投資成果が得られるわけではありません。

また、上記の理由から、各ファンド(マネーブールファンド9を除く)は、比較的短期間の市況の値動きをとらえるための投資に向いている金融商品であり、中長期的な投資の目的には適さないと考えられるため、投資を行う際には十分ご留意ください。

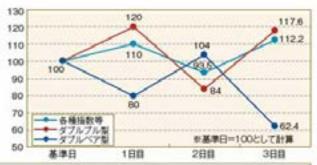
## (7) 各ファンド(マネーブールファンド9を除く)での事例

前日との練落事比較

	188	288	388
各種指数等	+10%	-15%	+20%
ダブルブル型	+20%	-30%	+40%
ダブルベア型	-20%	+30%	-40%

### 基準日との機落率比較

	188	28日	380
各種指数等	+10%	-6.5%	+12.2%
ダブルブル型	+20%	-16%	+17.6%
ダブルベア型	-20%	+4%	-37.6%



上表のように、対象とする各種指数等が1日目に10%上昇、2日目に15%下落、3日目に20%上昇した場合、運用目標が正確に達成されれば、ダブルブル型の機落率は20%上昇、30%下落、40%上昇、ダブルベア型の機落率は20%下落、30%上昇、40%下落となります。 これを、基準日から3日目までの値動きでみると、各種指数等は12.2%上昇、ダブルブル型は17.6%上昇、ダブルベア型は37.6%下落となり、「概ね2信程度」または「概ね2信程度反対」とはなりません。 なお、各種指数等が上昇・下落を繰り返して動いた場合には、ファンドにとってはマイナス要因となり、基準価額が押し下げられることになります。

上記は、正確に運用目標が達成された場合を前提に、対象とする各種指数等の値動きとファンドの基準価額の値動きの関係を分かりやすく説明するための計算例 であり、実際の値動きとは異なります。また、対象とする各種指数等の値動きやファンドの基準価額の値動きを示唆・保証するものではありません。

#### 基準信仰の主かな動画は

下記の表は、基準価額に影響を及ぼす各種指数等と為替の影響をイメージしたものです。 ただし、ファンドの運用時に発生するコスト等の様々な要因により必ずしも表記の通りに基準価額が上昇-下落するとは限りません。

	中国・ダブルブル9 インド・ダブルブルG	中国-ダブルベア9 インド-ダブルベア9	ナスダック100・ ダブルブル9	ナスダック100・ ダブルベア9
対象特価指数の上昇	<b>企上##</b> 四	<b>⊕</b> FARE	<b>企上用問題</b>	<b>⊕</b> FREE
対急特価指数の下落	<b>⊕</b> YEEB	<b>企上用押</b> 因	<b>⊕</b> TANE	<b>①上井神田</b>
対象通貨高(対門)	原則なし(年)	原則なし(8)	<b>⊕ ERNS</b>	<b>⊕</b> TERM
対象通貨安(対円)	原則なし四	原則なしの	<b>⊕</b> FREE	<b>◆ 上昇報日</b>
短期金刊差 (対象通貨>円)	海根ヘッジ コスト	為替ヘッジ プレミアム	なし	\$L
短期会科雅 (門>対療通貨)	海根ヘッジ プレミアム	海替ヘッジ コスト	なし	\$L

	金・ダブルブルロ	金・ダブルベアロ
対象ETF(会価格) の上昇	<b>⊕</b> ±##B	<b>⊕</b> FREE
対象ETF(金領格) の下落	<b>⊕</b> TREE	<b>△ 上昇製田</b>
対象通貨高(対円)	原則なし(10)	原則なしの
対象通貨安(対円)	原則なし∞	原則なし回
短期金利差 (対象通貨>門)	為替ヘッジ コスト	為替ヘッジ プレミアム
短期金利量 (円>対金通貨)	あせヘッジ プレミアム	海根ヘッジ コスト

(注)ナスダック100・ダブルブルタ、ナスダック100・ダブルペア9を除く各ファンドの実質組入外貨建資産については為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を回りますが、為替変動リスクを完全に損除できるわけではありません。

各ファンドの対象適宜は以下の適りです。 インド・ダブルブルのノインド・ダブルペア9 <インドルビー> 中国・ダブルブル9/中国・ダブルペア9 <香港ドル> 金・ダブルブル9/金・ダブルベア9 <香港ドル> ナスダック100・ダブルブル9/ナスダック100・ダブルペア9 <米ドル>

# 投資する投資信託証券の概要

ファンド名	パッシム・トラスト - インディア 2x ブル・ファンド - クラスE証券 - インディア 2x ベア・ファンド - クラスE証券 - チャイナ 2x ブル・ファンド - クラスE証券 - チャイナ 2x ベア・ファンド - クラスE証券 - US テクノロジー 2x ブル・ファンド - クラスE証券 - US デクノロジー 2x ベア・ファンド - クラスE証券 - ゴールド 2x ブル・ファンド - クラスE証券 - ゴールド 2x ベア・ファンド - クラスE証券
分 類	ケイマン籍/外国投資側託/円建
設定日	【インディア 2x ブルファンド - クラスE証券、インディア 2x ベア・ファンド - クラスE証券】 【US テクノロジー 2x ブル・ファンド - クラスE証券、US テクノロジー 2x ベア・ファンド - クラスE証券】 2023年9月8日 【チャイナ 2x ブル・ファンド - クラスE証券、チャイナ 2x ベア・ファンド - クラスE証券】 【ゴールド 2x ブル・ファンド - クラスE証券、ゴールド 2x ベア・ファンド - クラスE証券】 2023年9月11日
運用の基本方針	主として円建の日本国債およびスワップ取引に投資を行い、安定的なインカム収益の養得と信託財産の成長を目指して 運用を行います。
主な投資対象	主として円建の日本国債を投資対象とします。 スワップ取引等のデリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
投資態度	<ul> <li>①主として円達の日本国債を投資対象とします。</li> <li>③JPモルガンチェースパンクN A.ロンドン支店、またはJPモルガンチェースグループに属する金融機関をカウンターパーティとしたスワップ取引を行います。概ね純資産相当額程度で行うものとします。</li> <li>③スワップ取引を利用して、実質的に日々の基準価額の値動きが以下の通りとなる投資成果を目指して運用を行います。</li> <li>【インディア 2x ブル・ファンド - クラスE証券】インドの株価指数であるNifty 50指数の日々の機落率の概ね2倍程度</li> <li>【インディア 2x ベア・ファンド - クラスE証券】インドの株価指数であるNifty 50指数の日々の機落率の概ね2倍程度反対</li> <li>【チャイナ 2x ブル・ファンド - クラスE証券】中国の株価指数であるハンセン中国企業株指数(H株指数)の日々の機落率の概ね2倍程度 (デャイナ 2x ブル・ファンド - クラスE証券】中国の株価指数であるハンセン中国企業株指数(H株指数)の日々の機落率の概ね2倍程度反対</li> <li>【US テクノロジー 2x ブル・ファンド - クラスE証券】米国の株価指数であるナスダック100指数における円ペースでの日々の機落率の概ね2倍程度 (US テクノロジー 2x ベア・ファンド - クラスE証券】</li> <li>米国の株価指数であるナスダック100指数における円ペースでの日々の機落率の概ね2倍程度 (UT ールド 2x ブル・ファンド - クラスE証券】</li> <li>香港証券取引所上場の代表的な金ETFであるSPDR・ゴールド・シェアの日々の機落率の概ね2倍程度 (ゴールド 2x ベア・ファンド - クラスE証券】</li> <li>香港証券取引所上場の代表的な金ETFであるSPDR・ゴールド・シェアの日々の機落率の概ね2倍程度 反対資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	①店頭オプション、上場オプション、ETFに原則として直接投資を行いません。 ②有価証券の空売りは行いません。 ③純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。 ④一発行会社の発行済株式総数の50%を超えて、当該発行会社の株式に投資しません。 ③流動性に欠ける資産の組入れは15%以下とします。 ⑥運用会社および管理会社は、自己または投資信託受益証券以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等は行いません。
決 算 日	6月30日

純資産総額の年0.15%程度。内訳は以下の通りとします。 運用報酬 0.06%程度 受託報酬 年2.500米ドル 管理事務代行報酬:0.05%(純資産総額が1億米ドルを超えた場合は超過部分に対して0.035%)または最低報酬額として 年20.000米ドル 保管受託報酬:0.015%または最低報酬額として月250米ドル 名義書換事務代行報酬:年1,200米ドル	
売買時の売買委託手数料、租税、弁護士費用、監査費用、スワップ取引にかかる費用等がかかります。その他費用の一部については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。また、別途アンブレラファンドの財務諸表作成費用として年10.000米ドルが管理事務代行会社に支払われます。	
J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド	
インタートラスト・コーボレート・サービシズ(ケイマン)リミテッド	
ビー・エヌ・ピー・パリパ・ ビー・エヌ・ピー・パリパ・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ(アイルランド)リミテッド	
ビー・エヌ・ビー・パリパ*	
ビー・エヌ・ピー・パリパ・トラスト・サービシズ・シンガポール・リミテッド	

\*シンガポール支店を適じて業務を行います。

ファンド名	マネーアカウントマザーファンド	
分 類	親投資信託	
設定日	2010年2月26日	
運用の基本方針	+ 安定した収益の確保を目標として運用を行います。	
主な投資対象 わが国の国債、公社債および短期金融商品		
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。	
分配方針	分配は行いません。	
決算日	6月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)	
委託会社	T&Dアセットマネジメント株式会社	

各概要は2024年9月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

信託金の限度額は各ファンド1,000億円です。

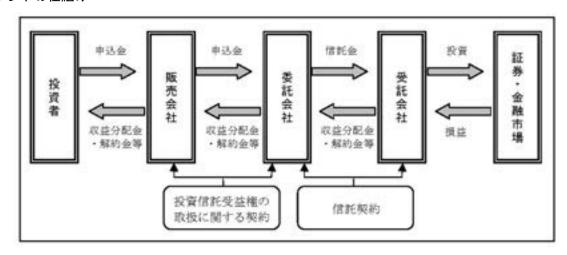
ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

# (2)【ファンドの沿革】

2023年9月8日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

### (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



マネープールファンド9を除く各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。 マネープールファンド9は、ファミリーファンド方式で運用を行います。

委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

(委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。)

### a . 委託会社

T&Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款(信託契約)の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算(毎日の基準価額の計算)
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

### b . 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

受託会社は、信託約款(信託契約)の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

### c . 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金(解約)申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

### 委託会社の概況

### a . 資本金

2024年9月末日現在 11億円

### b . 会社の沿革

1980年12月19日 第一投信株式会社設立 同年12月26日「証券投資信託法」(当時)に基づく免許取得 1997年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更 1999年 2月25日 大同生命保険相互会社 (現:大同生命保険株式会社)の傘下に入る 1999年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更 2002年 1月24日 投資顧問業者の登録 2002年 6月11日 投資一任契約にかかる業務の認可 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、 2002年 7月 1日 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更 2006年 8月28日 社名をT&Dアセットマネジメント株式会社に変更 2007年 3月30日 株式会社T&Dホールディングスの直接子会社となる 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、

投資助言・代理業、投資運用業の登録

### c . 大株主の状況

2024年9月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T&Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

### 2 【投資方針】

以下(1)および(2)において対象とする各種指数等および別に定める外国投資信託とは、それぞれ 以下の表の通りです。

ファンド名	対象とする各種指数等	別に定める外国投資信託
インド・ダブルブル 9	インドの株価指数である Nifty 50指数	パッシム・トラスト - インディア 2x ブル・ファンド - クラスE証券
インド・ダブルベア 9		パッシム・トラスト - インディア 2x ベア・ファンド - クラスE証券
中国・ダブルブル 9	中国の株価指数である ハンセン中国企業株指数	パッシム・トラスト - チャイナ 2x ブル・ファンド - クラスE証券
中国・ダブルベア 9	(H株指数)	パッシム・トラスト - チャイナ 2x ベア・ファンド - クラスE証券
ナスダック100・ ダブルブル9	米国の株価指数である ナスダック100指数	パッシム・トラスト - US テクノロジー 2x ブル・ファンド - クラスE証券
ナスダック100・ ダブルベア9	(円ベース)	パッシム・トラスト - US テクノロジー 2x ベア・ファンド - クラスE証券
金・ダブルブル 9	香港証券取引所上場の 代表的な金ETFである	パッシム・トラスト - ゴールド 2x ブル・ファンド - クラスE証券
金・ダブルベア 9	SPDR・ゴールド・シェア	パッシム・トラスト - ゴールド 2x ベア・ファンド - クラスE証券

## (1)【投資方針】

### <基本方針>

### 「各ファンド(マネープールファンド9を除く)」

この信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 「マネープールファンド9」

この信託は、安定した収益の確保を図ることを目指して運用を行います。

#### <投資対象>

## 「各ファンド(マネープールファンド9を除く)」

別に定める外国投資信託受益証券およびマネーアカウントマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

### 「マネープールファンド9」

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

### <投資態度>

### 「インド・ダブルブル9、中国・ダブルブル9、金・ダブルブル9」

別に定める外国投資信託を通じて、日々の基準価額の値動きが対象とする各種指数等の日々の騰落率の概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、別に定める外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## 「インド・ダブルペア9、中国・ダブルペア9、金・ダブルペア9」

別に定める外国投資信託を通じて、日々の基準価額の値動きが対象とする各種指数等の日々の騰落率の概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、別に定める外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

### 「ナスダック100・ダブルブル9」

別に定める外国投資信託を通じて、日々の基準価額の値動きが対象とする指数の日々の騰落率の概ね2 倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、別に定める外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

### 「ナスダック100・ダブルベア9」

別に定める外国投資信託を通じて、日々の基準価額の値動きが対象とする指数の日々の騰落率の概ね2 倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、別に定める外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

### 「マネープールファンド9」

マザーファンド受益証券への投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目指して運用を行います。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

### (2)【投資対象】

### 「各ファンド(マネープールファンド9を除く)」

別に定める外国投資信託受益証券およびマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ・有価証券
  - 口. 金銭債権
  - 八.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

### イ.為替手形

委託会社は、信託金を、別に定める外国投資信託受益証券およびマザーファンド受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 2. コマーシャル・ペーパー
- 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 4.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から3.の証券または証書の性質を有するもの

なお、1.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

### 「マネープールファンド9」

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産
  - イ.有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)
  - 八. 金銭債権
  - 二.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、マザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の 規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
- 2.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 3.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 4. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
- 5. コマーシャル・ペーパー
- 6.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新 株予約権証券
- 7.投資信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 8.投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から8.の証券または証書の性質を有するもの
- 10.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

- 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 13.外国の者に対する権利で12.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 14.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 15.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

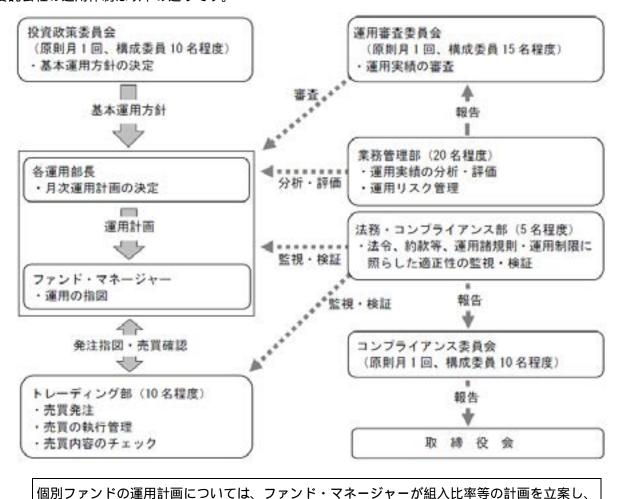
なお、4.の証券または証書ならびに9.の証券または証書のうち4.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、1.から3.の証券ならびに9.の証券または証書のうち1.から3.の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、7.および8.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

### (3)【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定

委託会社の運用体制等は2024年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

各運用部長の承認を経て実施されます。

期的に受取っています。

### (4)【分配方針】

年1回、決算時(原則として9月10日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として、以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用(税込)、信託報酬(税込)を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用(税込)、信託報酬(税込)を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

### (5)【投資制限】

## 「各ファンド(マネープールファンド9を除く)」

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

有価証券先物取引等の指図は行いません。

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーで きる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以 内とします。

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった 場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を 行います。

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解 約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みま す。)を目的として、資金の借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることがで きます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- 3. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## 「マネープールファンド9」

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、信託約款の範囲内で行います。

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった 場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を 行います。

- 1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマ

ザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち 信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとな る投資の指図をしません。

- 1.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号1、号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号1に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号1に掲げるものをいいます。)ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- 2.委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ. から口.の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
  - イ.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価 合計額を超えないものとします。
  - 口.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する 公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2.前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金の借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- 3. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マ ザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### 3【投資リスク】

### (1)基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用に よる損益は全て投資者に帰属します。

したがいまして、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、 投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

## 「株式(為替ヘッジあり)ダブルブル・ベア・グループ」

株価変動リスク

株価指数の値動きの「概ね2倍程度」または「概ね2倍程度反対」に価格が連動する外国投資信託を主要 投資対象としますので、株価変動の影響を受けます。

カントリーリスク

投資対象国・地域の証券取引所や証券市場、会計基準および法制度等の変化が金融市場に及ぼす影響は、一般に先進国以上に大きいと考えられます。投資対象国・地域において、政治経済情勢の混乱や新たな資本規制等が導入された場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。

### 「株式(為替ヘッジなし)ダブルブル・ベア・グループ」

株価変動リスクおよび為替変動リスク

株価指数の値動きおよび円に対する米ドルの値動きの「概ね2倍程度」または「概ね2倍程度反対」に価格が連動する外国投資信託を主要投資対象としますので、株価変動および為替変動の影響を受けます。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治経済情勢の混乱や新たな通貨・資本規制等が導入された場合は、投資 する有価証券や通貨の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。

### 「商品ダブルブル・ベア・グループ」

金価格変動リスク

金価格に連動するETFの値動きの「概ね2倍程度」または「概ね2倍程度反対」に価格が連動する外国 投資信託を主要投資対象としますので、価格変動の影響を受けます。

金の価格は、需給関係、政治・経済情勢、金利の変動等により変動します。

### 「マネープールファンド9」

債券価格変動リスク

債券(公社債)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。

一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合、債券の価格は下落し、基準価額が値 下がりする要因となります。

基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

### (2)その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用 はありません。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

## 分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻 しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上が りが小さかった場合も同様です。

大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

スワップ取引に伴うリスクについて (マネープールファンド9を除く)

組入外国投資信託においては、スワップ取引を通じて実質的な投資成果の享受を目指します。スワップ取引の相手方の倒産や契約不履行、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将来の投資成果を享受することはできず損失を被る場合があります。

### NDF取引に関する留意点

インドルピーは、実質的にNDF取引を活用して為替取引を行います。NDF取引は、通常の為替予約取引と比べ、為替市場、金利市場の影響により、NDFの取引価格から想定される金利(NDF想定金利)が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。その場合、円と対象通貨の短期金利差に伴うコストの発生およびプレミアムの増減がファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあり、ファンドが目標とする投資成果から乖離する要因の一つとなります。

目標とする投資成果が達成できないリスクについて (マネープールファンド9を除く)

以下の要因等により、日々の基準価額の値動きが、対象とする各種指数等の日々の値動きの「概ね2倍程度」または「概ね2倍程度反対」となる投資成果を達成できない場合があります。

- ・外国投資信託の売買・評価価格と各種指数等との差異
- ・為替取引を行う際のコスト・プレミアム
- ・市場の大幅な変動や流動性の低下等により、必要な取引数量の全部または一部についてその取引が 成立しない場合
- ・取引を行う市場における取引規制
- ・運用資金が少額、または購入、換金等により大幅な増減があった場合
- ・ファンドの流動性を確保するために、ファンドの一部を短期金融資産等に投資する場合
- ・ファンドの運用管理費用(信託報酬)、監査費用等

ファンドの継続保有に際してご注意いただきたい事項 (マネープールファンド9を除く)

対象とする各種指数等の値動きが、一定の範囲で上昇・下落を繰り返す動きとなった場合には、ファンドの投資成果は悪化することが想定されます。そのため、対象とする各種指数等の将来の水準が投資時点と同じであっても、基準価額が下落している可能性があります。ファンドの基準価額の値動きにおいて、日々発生する信託報酬等の費用、為替ヘッジコストや円と対象通貨の短期金利差に伴うコスト等の実質的な為替取引に伴うコスト負担等は、ファンドが目標とする日々の投資成果に対する押し下げ要因となります。したがいまして、投資期間が長期にわたる場合にはこれらのコスト負担が大きくなり、投資成果に大きな影響を与えます。

インドの税制に関する留意点 (インド・ダブルブル・ベア9)

- ・先進国に比べ情報開示が不十分な面があり、将来の規制についての予見や十分な準備が難しい場合があります。
- ・当局による規制の突然の導入や一方的な変更により、予期しない制約を受け投資成果に影響を与える場合があります。

### (3)リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

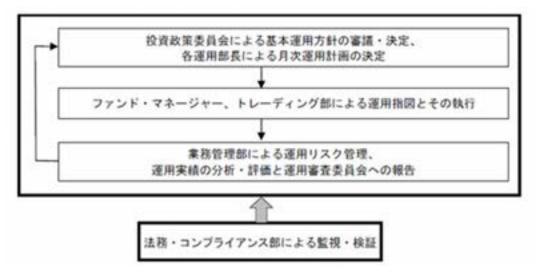
また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

なお、流動性リスク管理について社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング 等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。流動性リスク管理の適切な実施の確保 や流動性リスク管理態勢については、定期的にリスク管理委員会および取締役会への報告を行います。

委託会社のリスクの管理体制は以下の通りです。

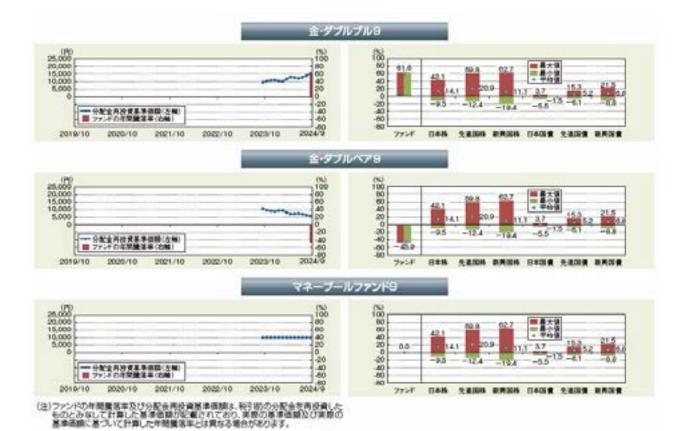
委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、 下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて(投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時)運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次に て行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を 行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は2024年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 代表的な資産クラスとの懸落率の比較 ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2019年10月~2024年9月) インド・ダブルブルタ 25,000 25,000 15,000 10,000 5,000 → 分配会共行党基準価額(古報) □ フォンテの生間練算業(力報) 2024/9 2019/10 2020/10 2021/10 2009/10 2023/10 ファンド 日本株 元素図株 前州図株 日本図費 光速図像 前井図像 インド・ダブルベアタ (%) 100 80 60 25,000 20,000 15,000 588888°88 ■ 東大協 東大協 - 平心協 5,000 20 -20 -40 -40 - 分配資料投資基準問題(宣報) ■ ファンドの作用雑落率(右輪) -80 ファンド 日本株 光道路板 欧州路林 日本協会 光道協会 総共協会 2024/9 2019/10 2020/10 2021/10 2022/10 2020/10 中国・グブルブルタ 25,000 20,000 15,000 10,000 5,000 100000 80 40 20 55-14 - 分配官用投資基準価額(古報) 田 ファンテの年間開発率(治報) 40 -40 -80 2019/10 2020/10 2021/10 2022/10 2023/10 ファンド 日本株 光道総株 新州国株 日本図費 光速回貨 新井図費 中国・グブルベア9 25,000 20,000 15,000 10,000 ■ 最大協 ※ 単小協 ・ 平台協 11.1 3.7 → 分配資用投資基準機関(方報 ■ ファンドの作用練選事(方報) -5.5 -446 2019/10 2020/10 2021/10 ファンド 日本林 光速回路 前門回線 日本回費 光速回馈 肝月回費 ナスタック100-ダブルブルタ 100 80 80 40 20 288888 25,000 20,000 15,000 10,000 40.5 20 20 40 50 80 2004/9 1.5 -0.1 → 分配金再改資本事業間(支援)■ ファントの音楽開業事(収穫) フォンド 日本株 先妻が株 新典別株 日本図書 先達回書 野美図書 2019/10 2020/16 2021/10 2022/10 2025/10 ナスタック100・ダブルベア9 25,000 20,000 15,000 10,000 5,000 (%) 60 8684200 400000 20.9 11.1 . 27 -22-42 ・・・ 分配を再対する手信仰(大幅)■ ファンチの有関数等率(右幅) -49.5 2019/10 2020/10 2021/10 2022/10 2774 D+A 大道网络 新用回收 D+回費 大道回傳 新用回費 2023/10



- ※右のグラフは、2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの 投資対象とは限りません。
- ※上記の騰落率は2024年9月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。
- ※ファンドは2023年9月に設定されたため、ファンドの騰落率、分配金再投資基準価額は2023年9月末以降のデータをもとに表示しております。

#### ○各資産クラスの指数

日 本 株 ------ 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株 ----- MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ペース)

新興国株 ------ MSCIエマーシング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 ------ NOMURA-BPI国債

先進国債 ----- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)

新興国債 ------ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ペースの指数を採用しております。

※詳細は「指数に関して」をご参照ください。

#### ●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

#### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、株式会社JPX総研が算出する株価指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資 対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式 会社JPX総研に帰属します。

## MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ペース)

MSCIコクサイ・インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。 同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケットインデックスは、MSCIが開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。

#### NOMURA-BPI回債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、対象インデックスを用いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

#### FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。 FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。 このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および 完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等 の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ペース)

JPモルガンGBI-EMグローバルディバーシファイドは、JPモルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJPモルガン社に帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

2.2%(税抜2.0%)を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。 申込手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。ただし、マネープールファ ンド9へのスイッチングには、申込手数料はかかりません。詳しくは販売会社にお問い合わせください

#### (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

ただし、各ファンド(マネープールファンド 9 を除く)の換金の際には、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額\*としてご負担いただきます。

\*「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。

#### (3)【信託報酬等】

「各ファンド(ナスダック100・ダブルブル・ベア9、マネープールファンド9を除く)」

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.924%(税抜0.84%)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率]

(年率・税抜)

支払先	信託報酬率	対価の内容	
委託会社	0.40%	委託した資金の運用等の対価	
販売会社	0.40%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の 送付、口座内でのファンドの管理等の対価	
受託会社	0.04%	運用財産の保管および管理、委託会社からの 指図の実行等の対価	

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の 最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他、組入外国投資信託の信託報酬等として、各組入外国投資信託の純資産総額の年0.15%程度を信託財産中から支弁します。したがいまして、実質的な信託報酬等の水準は、信託財産の純資産総額の年1.074%(税抜0.99%)程度となります。

外国投資信託の信託報酬は、外国投資信託の運用の対価、運用財産の管理等の対価です。

## 「ナスダック100・ダブルブル・ベア9」

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.034%(税抜0.94%)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率]

(年率・税抜)

支払先	信託報酬率	対価の内容	
委託会社	0.50%	委託した資金の運用等の対価	
販売会社	0.40%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の 送付、口座内でのファンドの管理等の対価	
受託会社	0.04%	運用財産の保管および管理、委託会社からの 指図の実行等の対価	

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の 最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他、組入外国投資信託の信託報酬等として、各組入外国投資信託の純資産総額の年0.15%程度を信託財産中から支弁します。したがいまして、実質的な信託報酬等の水準は、信託財産の純資産総額の年1.184%(税抜1.09%)程度となります。

外国投資信託の信託報酬は、外国投資信託の運用の対価、運用財産の管理等の対価です。

#### 「マネープールファンド9」

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額の年0.605% (税抜0.55%)を上限とします。

ただし、今後の金融情勢により、設定日の翌月以降の前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間に日本銀行が公表したコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート(以下「コールレート」といいます。)に応じた次に掲げる率とします。なお、月中において、日々日本銀行が公表したコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

#### [信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率]

(年率・税抜)

=	コールレート	0.4%未満	0.4%以上0.65%未満	0.65%以上
•	信託報酬率	0.15%以内	0.3%	0.55%
	委託会社	0.065%以内	0.13%	0.22%
配分	販売会社	0.07%以内	0.14%	0.28%
	受託会社	0.015%以内	0.03%	0.05%

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の 最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### [信託報酬等の対価の内容]

委託会社:委託した資金の運用等の対価

販売会社:購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

受託会社:運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

#### (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、 受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用(税込)は、信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産中から支弁します。また、組入外国投資信託において、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、租税、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、 表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

#### (5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。ファンドについては、NISAの適用対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

換金時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座 (源泉徴収選択口座)を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率により源泉徴収が行われます(地方

税の源泉徴収はありません。)。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつ ど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本 払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本 払戻金(特別分配金)」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合が あります。

税金の取扱いについては、2024年9月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

	<参考情報> 2	ファンドの総経費率			
近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。					
	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②		
インド・ダブルブル9	1.09%	0.92%	0.17%		
インド・ダブルベア9	1.08%	0.92%	0.16%		
中国・ダブルブル9	1.08%	0.92%	0.16%		
中国・ダブルベア9	1.08%	0.92%	0.16%		
ナスダック100-ダブルブル9	1,20%	1.03%	0.17%		
ナスダック100-ダブルベア9	1.19%	1.03%	0.16%		
金・ダブルブル9	1.09%	0.92%	0.17%		
金・ダブルベア9	1.08%	0.92%	0.16%		
マネーブールファンド9	0.01%	0.00%	0.01%		

- ※対象期間は2023年9月8日~2024年9月10日です。
- ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ※その他費用の比率には、投資先ファンドにかかる費用が含まれます。
- 投資先ファンドとは、ファンド(マネーブールファンドを除く)が投資対象とする投資信託証券(マザーファンドを除く)です。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

#### 5【運用状況】

### 【T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(インド・ダブルブル9)】

#### (1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2024年9月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	130	95.23
親投資信託受益証券	日本	0	0.01
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	6	4.76
合計 (純資産総額)	-	136	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

#### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄(全銘柄)

(2024年9月30日現在)

	国 / 地域	種類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト- イン ディア 2x ブル・ファンド - クラスE証券		13,140.32 119,051,299	·	95 23
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウントマザー ファンド	20,025	0.9989 20,002		() ()1

- (注)1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。
  - 2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 口.投資有価証券の種類別比率

(2024年9月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	95.23
親投資信託受益証券	0.01
合計	95.24

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

#### 【純資産の推移】

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
2023年9月末日	56	1	9,607	-
2023年10月末日	67	1	8,989	-
2023年11月末日	106	-	9,793	-
2023年12月末日	137	-	11,176	-
2024年1月末日	113	-	10,739	-
2024年2月末日	118	-	11,009	-
2024年3月末日	112	-	11,225	-
2024年4月末日	129	-	11,167	-
2024年5月末日	131	-	11,061	-
2024年6月末日	192	-	12,407	-
2024年7月末日	149	-	13,001	-
2024年8月末日	147	-	13,149	-
第1期 計算期間 (2024年9月10日現在)	144	144	12,879	12,879
2024年9月末日	136	-	13,983	-

#### 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)	
第1期 計算期間 (2024年9月10日)	0	

#### 【収益率の推移】

	収益率(%)	
第1期 計算期間 (2023年9月8日 ~ 2024年9月10日)	28.79	

(注)収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間 (2023年9月8日 ~ 2024年9月10日)	28,823	17,681

<sup>(</sup>注)1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

<sup>2</sup> 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

#### 【T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(インド・ダブルベア9)】

#### (1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2024年9月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	3	91.33
親投資信託受益証券	日本	0	0.61
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	0	8.06
合計 (純資産総額)	-	3	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

#### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄(全銘柄)

(2024年9月30日現在)

	国/ 地域	種類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト- イン ディア 2x ベア・ファンド - クラスE証券		6,271.58 3,261,222	,	Q1 331
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウントマザー ファンド	20,025	0.9989 20,002	0.9991 20,006	0.61

- (注)1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。
  - 2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

#### 口.投資有価証券の種類別比率

(2024年9月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	91.33
親投資信託受益証券	0.61
合計	91.94

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

#### 【純資産の推移】

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
2023年9月末日	3	-	10,303	-
2023年10月末日	2	-	10,776	-
2023年11月末日	3	-	9,618	-
2023年12月末日	2	-	8,305	-
2024年1月末日	3	-	8,528	-
2024年2月末日	2	-	8,262	-
2024年3月末日	2	-	8,062	-
2024年4月末日	2	-	8,035	-
2024年5月末日	2	-	7,985	-
2024年6月末日	2	-	7,057	-
2024年7月末日	3	-	6,671	-
2024年8月末日	5	-	6,528	-
第1期 計算期間 (2024年9月10日現在)	6	6	6,649	6,649
2024年9月末日	3	-	6,087	-

#### 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間 (2024年9月10日)	0

#### 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期 計算期間 (2023年9月8日 ~ 2024年9月10日)	33.51

(注)収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期未基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間 (2023年9月8日 ~ 2024年9月10日)	1,312	405

<sup>(</sup>注)1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

<sup>2</sup> 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

#### 【T&Dダブルブル・ペア・シリーズ9(中国・ダブルブル9)】

#### (1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2024年9月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	145	95.41
親投資信託受益証券	日本	0	0.01
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	7	4.58
合計 (純資産総額)	-	152	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

#### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄(全銘柄)

(2024年9月30日現在)

	国 / 地域	種類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円)時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト- チャ イナ 2x ブル・ファンド - クラスE証券	13,180	7,578.63 99,886,343	· ·	95.41
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウントマザー ファンド	20,025	0.9989 20,002		0.01

- (注)1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。
  - 2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 口.投資有価証券の種類別比率

(2024年9月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	95.41
親投資信託受益証券	0.01
合計	95.42

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

#### 【純資産の推移】

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
2023年9月末日	9	-	9,061	-
2023年10月末日	14	1	8,901	-
2023年11月末日	129	-	8,295	-
2023年12月末日	142	-	8,037	-
2024年1月末日	136	-	6,666	-
2024年2月末日	175	-	7,590	-
2024年3月末日	164	-	7,796	-
2024年4月末日	166	-	8,914	-
2024年5月末日	172	-	9,245	-
2024年6月末日	132	-	8,772	-
2024年7月末日	120	-	7,789	-
2024年8月末日	126	-	8,369	-
第1期 計算期間 (2024年9月10日現在)	115	115	7,740	7,740
2024年9月末日	152	-	11,038	-

#### 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)	
第1期 計算期間 (2024年9月10日)		0

#### 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期 計算期間 (2023年9月8日 ~ 2024年9月10日)	22.60

(注)収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間 (2023年9月8日 ~ 2024年9月10日)	42,823	28,000

<sup>(</sup>注)1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

<sup>2</sup> 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

#### 【T&Dダブルブル・ペア・シリーズ9(中国・ダブルペア9)】

#### (1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2024年9月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	395	94.18
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	25	5.82
合計 (純資産総額)	-	420	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

#### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄(全銘柄)

(2024年9月30日現在)

	国 / 地域	種類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト- チャイナ 2x ベア・ファンド - クラスE証券	67,120	9,282.75 623,058,766	,	94 18
:	2 日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウントマザー ファンド	20,025	0.9989 20,002		0.00

- (注)1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。
  - 2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

#### 口.投資有価証券の種類別比率

(2024年9月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	94.18
親投資信託受益証券	0.00
合計	94.18

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

#### 【純資産の推移】

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
2023年9月末日	76	-	10,888	-
2023年10月末日	76	1	10,871	-
2023年11月末日	84	-	11,355	-
2023年12月末日	87	-	11,503	-
2024年1月末日	501	-	13,257	-
2024年2月末日	786	-	11,396	-
2024年3月末日	755	-	10,928	-
2024年4月末日	640	-	9,290	-
2024年5月末日	595	-	8,629	-
2024年6月末日	609	-	8,811	-
2024年7月末日	702	-	9,450	-
2024年8月末日	603	-	8,655	-
第1期 計算期間 (2024年9月10日現在)	648	648	9,302	9,302
2024年9月末日	420	-	6,029	-

#### 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)	
第1期 計算期間 (2024年9月10日)	0	

#### 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期 計算期間 (2023年9月8日 ~ 2024年9月10日)	6.98

(注)収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間 (2023年9月8日 ~ 2024年9月10日)	80,470	10,770

<sup>(</sup>注)1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

<sup>2</sup> 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

#### 【T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(ナスダック100・ダブルブル9)】

#### (1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2024年9月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,807	94.84
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	99	5.16
合計 (純資産総額)	-	1,906	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

#### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄(全銘柄)

(2024年9月30日現在)

	国 <i>/</i> 地域	種類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託	パッシム・トラスト- US テクノロジー 2x ブル・ ファンド - クラスE証券	126,680	12,855.72 1,628,563,590	,	94 84
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウントマザー ファンド	20,025	0.9989 20,002		0 00

- (注)1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。
  - 2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

#### 口.投資有価証券の種類別比率

(2024年9月30日現在)

種類	投 資 比 率 (%)	
投資信託受益証券	94.84	
親投資信託受益証券	0.00	
合計	94.84	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

#### 【純資産の推移】

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
2023年9月末日	202	-	9,463	-
2023年10月末日	360	1	8,978	-
2023年11月末日	650	-	10,738	-
2023年12月末日	747	-	10,996	-
2024年1月末日	792	-	12,641	-
2024年2月末日	861	-	13,675	-
2024年3月末日	963	-	14,328	-
2024年4月末日	923	-	14,531	-
2024年5月末日	1,000	-	15,550	-
2024年6月末日	1,071	-	18,333	-
2024年7月末日	2,940	-	14,970	-
2024年8月末日	1,870	-	13,788	-
第1期 計算期間 (2024年9月10日現在)	1,680	1,680	12,507	12,507
2024年9月末日	1,906	-	14,050	-

#### 【分配の推移】

1口当たりの分配金(円	
第1期 計算期間 (2024年9月10日)	0

#### 【収益率の推移】

収益率(%)	
第1期 計算期間 (2023年9月8日 ~ 2024年9月10日)	25.07

(注)収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間 (2023年9月8日 ~ 2024年9月10日)	518,765	384,402

<sup>(</sup>注)1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

<sup>2</sup> 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

#### 【T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(ナスダック100・ダブルベア9)】

#### (1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2024年9月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,435	94.93
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	77	5.07
合計 (純資産総額)	-	1,512	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

#### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄(全銘柄)

(2024年9月30日現在)

	国/ 地域	種類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円)時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト- US テク ノロジー 2x ベア・ファンド - クラスE証券	283,960	5,655.13 1,605,831,451	,	94 93
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウントマザー ファンド	20,025	0.9989 20,002		0 00

- (注)1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。
  - 2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

#### 口.投資有価証券の種類別比率

(2024年9月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	94.93
親投資信託受益証券	0.00
合計	94.93

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

#### 【純資産の推移】

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
2023年9月末日	11	-	10,488	-
2023年10月末日	7	1	10,898	-
2023年11月末日	22	-	8,936	-
2023年12月末日	549	-	8,646	-
2024年1月末日	1,043	-	7,378	-
2024年2月末日	1,866	-	6,735	-
2024年3月末日	1,750	-	6,319	-
2024年4月末日	1,788	-	6,150	-
2024年5月末日	1,604	-	5,644	-
2024年6月末日	1,015	-	4,704	-
2024年7月末日	637	-	5,556	-
2024年8月末日	2,114	-	5,587	-
第1期 計算期間 (2024年9月10日現在)	2,301	2,301	6,081	6,081
2024年9月末日	1,512	-	5,300	-

#### 【分配の推移】

1口当たりの分配金(円	
第1期 計算期間 (2024年9月10日)	0

## 【収益率の推移】

収益率(%)	
第1期 計算期間 (2023年9月8日 ~ 2024年9月10日)	39.19

(注)収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間 (2023年9月8日 ~ 2024年9月10日)	844,731	466,306

<sup>(</sup>注)1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

<sup>2</sup> 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

#### 【T&Dダブルブル・ペア・シリーズ9(金・ダブルブル9)】

### (1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2024年9月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	50	95.33
親投資信託受益証券	日本	0	0.04
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	3	4.63
合計 (純資産総額)	-	53	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

#### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄(全銘柄)

(2024年9月30日現在)

	国 <i>/</i> 地域	種類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト- ゴー ルド 2x ブル・ファンド - クラスE証券	3,200	13,953.21 44,650,272	i i	95 33
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウントマザー ファンド	20,025	0.9989 20,002		0.04

- (注)1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。
  - 2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

#### 口.投資有価証券の種類別比率

(2024年9月30日現在)

種類	投資比率(%)	
投資信託受益証券	95.33	
親投資信託受益証券	0.04	
合計	95.37	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

#### 【純資産の推移】

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
2023年9月末日	4	1	9,455	-
2023年10月末日	54	1	10,328	-
2023年11月末日	57	-	10,697	-
2023年12月末日	79	-	10,896	-
2024年1月末日	76	-	10,304	-
2024年2月末日	76	-	10,108	-
2024年3月末日	84	-	11,551	-
2024年4月末日	91	-	12,972	-
2024年5月末日	77	-	12,618	-
2024年6月末日	79	-	12,135	-
2024年7月末日	75	-	12,822	-
2024年8月末日	78	-	13,984	-
第1期 計算期間 (2024年9月10日現在)	76	76	13,683	13,683
2024年9月末日	53	-	15,282	-

#### 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)		
第1期 計算期間 (2024年9月10日)	0		

#### 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期 計算期間 (2023年9月8日 ~ 2024年9月10日)	36.83

(注)収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間 (2023年9月8日 ~ 2024年9月10日)	15,046	9,483

<sup>(</sup>注)1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

<sup>2</sup> 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

#### 【T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(金・ダブルベア9)】

#### (1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2024年9月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	7	94.32
親投資信託受益証券	日本	0	0.26
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	1	5.42
合計 (純資産総額)	-	8	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

#### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄(全銘柄)

(2024年9月30日現在)

	国 / 地域	種類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	パッシム・トラスト- ゴー ルド 2x ベア・ファンド - クラスE証券	1,340	6,219.37 8,333,955	· ·	94 32
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウントマザー ファンド	20,025	0.9989 20,002		0.26

- (注)1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。
  - 2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 口.投資有価証券の種類別比率

(2024年9月30日現在)

種類	投 資 比 率 (%)	
投資信託受益証券	94.32	
親投資信託受益証券	0.26	
合計	94.58	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

#### 【純資産の推移】

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
2023年9月末日	1	-	10,524	-
2023年10月末日	1	-	9,518	-
2023年11月末日	4	-	9,141	-
2023年12月末日	11	-	8,804	-
2024年1月末日	12	-	9,260	-
2024年2月末日	7	-	9,353	-
2024年3月末日	8	-	8,069	-
2024年4月末日	9	-	7,063	-
2024年5月末日	9	-	7,185	-
2024年6月末日	10	-	7,424	-
2024年7月末日	9	-	6,906	-
2024年8月末日	9	-	6,278	-
第1期 計算期間 (2024年9月10日現在)	9	9	6,407	6,407
2024年9月末日	8	-	5,690	-

#### 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)		
第1期 計算期間 (2024年9月10日)	0		

#### 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期 計算期間 (2023年9月8日 ~ 2024年9月10日)	35.93

(注)収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間 (2023年9月8日 ~ 2024年9月10日)	2,207	828

<sup>(</sup>注)1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

<sup>2</sup> 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

#### 【T&Dダブルブル・ペア・シリーズ9(マネープールファンド9)】

### (1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2024年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	477	59.48
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	325	40.52
合計 (純資産総額)	-	802	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

## (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄(全銘柄)

(2024年9月30日現在)

	国名	種類	銘 柄 名	数 量 (口)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円)時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウント マザーファンド	477,699,685	0.9989 477,210,521		59 48

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

## 口.投資有価証券の種類別比率

(2024年9月30日現在)

種類	投 資 比 率 (%)
親投資信託受益証券	59.48
合計	59.48

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

#### 【純資産の推移】

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
2023年9月末日	40	1	10,000	-
2023年10月末日	67	1	10,000	-
2023年11月末日	282	-	9,999	-
2023年12月末日	542	-	9,998	-
2024年1月末日	325	-	9,997	-
2024年2月末日	289	-	9,997	-
2024年3月末日	268	-	9,997	-
2024年4月末日	135	-	9,996	-
2024年5月末日	306	-	9,996	-
2024年6月末日	1,493	-	9,996	-
2024年7月末日	256	-	9,999	-
2024年8月末日	227	-	10,000	-
第1期 計算期間 (2024年9月10日現在)	240	240	10,001	10,001
2024年9月末日	802	-	10,004	-

#### 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間 (2024年9月10日)	0

#### 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期 計算期間 (2023年9月8日 ~ 2024年9月10日)	0.01

(注)収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間 (2023年9月8日 ~ 2024年9月10日)	502,242	478,268

<sup>(</sup>注)1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

<sup>2</sup> 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

## (参考)マネーアカウントマザーファンド

## (1)投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2024年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
国債証券	日本	319	59.95
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	213	40.05
合計(純資産総額)	-	532	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

#### (2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄(全銘柄)

(2024年9月30日現在)

	国名	種類	銘 柄 名	券面総額 (円)	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
1	日本	国債 証券	第1241回 国庫短期証券	167,000,000	99.99 166,998,497	99.99 166,998,497	31.40	-	2024.10.7
2	日本	国債 証券	第1226回 国庫短期証券	94,000,000	99.90 93,908,017	99.90 93,908,017	17.66	-	2025.4.21
3	日本	国債 証券	第1238回 国庫短期証券	40,000,000	99.89 39,956,375		7.51	-	2025.6.20
4	日本	国債 証券	第1249回 国庫短期証券	18,000,000	99.98 17,996,664	99.98 17,996,664	3.38	-	2024.11.11

<sup>(</sup>注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

## 口.投資有価証券の種類別比率

(2024年9月30日現在)

種類	投 資 比 率 (%)
国債証券	59.95
合計	59.95

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2,000

**新聞日 2023年11月 2024年1月 2024年3月 2024年5月 2024年7月 2024年9月** 

#### 基準価額・純資産の推移 (P) (銀円) (于方西) 12,500 2.5 12,500 1.0 10,000 2.0 10,000 8.0 1.5 0.6 7,500 7,500 1.0 0.4 5,000 5,000 2,500 0.5 0.2 BERT 2020#118 2024#18 2024#38 2024#58 2024#58 2024#58 BEER 2023/#11/F 2024/#1/F 2024/#3/F 2024/#5/F 2024/#5/F 2024/#9/F (**m**(90) (**第**四) 14,000 091 12,000 25,000 10 10,000 20,000 6,000 15,000 0 6,000 10,000 ž 4,000 5,000 2,000 2023年11月 2024年1月 2024年3月 2024年5月 2024年7月 2024年0月 新定日 2028年11月2024年1月2024年3月2024年3月2024年3月2024年3月 30,000 (東四) (銀門) 25,000 12,500 30 20 20,000 10,000 16 15,000 7,500 12 10,000 12 5.000 5,000 2,500 2029年11月 2024年1月 2024年3月 2024年5月 2024年7月 2024年9月 2023年1月 2024年1月 2024年3月 2024年5月 2024年7月 2024年8月 (P) 15,000 (**第**円() (千万円) 15,000 30 12,500 5 12,500 2.5 10,000 10,000 20 7,500 0 7,500 1.0 5,000 5,000 1.0 9.500 2,500 0.5 SEED 2020/0119 2024/E19 2024/E39 2024/E59 2024/E79 2024/E99 2023年11月 2024年1月 2024年3月 2024年5月 2024年7月 2024年9月 gran. マネーブールファンドタ 基準原額(左軸) 純資産総額(右軸) 10,000 25 基準価額は信託報酬注除後です。設定目(2023年9月8日)から2024年9月30日までを表示しており 8,000 20 6,000 15 原す. 4,000

## 分配の推移(1口当たり、税引前)

	インド・ダブルブル9	インド・ダブルベア9	中国-ダブルブル9	中国・ダブルベア9	ナスダック100・ダブルブル9
2024年9月	0円	0円	0円	0円	0円
-	-	-	-	-	-
-	-	-		-	-
_	_	-	_		_
-	-	-		-	-
19定束累計	0円	<b>四</b>	PO	OFFI	OFF

	ナスダック100ダブルベア9	金・ダブルブル9	金-ダブルベア9	マネーブールファンド9
2024年9月	0円	0円	0円	OF
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
19定来累計	0円	OF3	OFI	OP

## 主要な資産の状況

#### ●投資比率

インド・ダブルブル9	y sanganyanga	インド・ダブルベア9	1 44035050
バッシムトラスト・インディア 2x ブル・ファンド - クラスE証券	95.2%	バッシムトラスト・インディア 2x ベア・ファンド - クラスE証券	91.3%
マネーアカウントマザーファンド	0.0%	マネーアカウントマザーファンド	0.6%
現金·預金等	4.8%	現金預金等	8.1%
合 計	100.0%	合 計	100.0%
中国・ダブルブル9		中国・ダブルベア9	
バッシムトラスト・チャイナ 2x ブルファンド - クラス日証券	95.4%	バッシムトラスト・チャイナ 2x ベア・ファンド - クラスE証券	94.2%
マネーアカウントマザーファンド	0.0%	マネーアカウントマザーファンド	0.0%
現金·預金等	4.6%	現金-預金等	5.8%
승 計	100.0%	合 計	100.0%
ナスダック100・ダブルブルタ		ナスダック100-ダブルベア9	
バッシムトラスト・USテクノロジー 2xブル・ファンド・クラスE服务	94.8%	バッシムトラスト・USテクノロジー 2xベア・ファンド・クラスEE番	94.9%
マネーアカウントマザーファンド		マネーアカウントマザーファンド	0.096
現金·預金等	0.0% 5.2%	现金-預金等	0.0% 5.1%
合計	100.0%	合計	100.0%
全・ダブルブルタ		全・ダブルベア9	
バッシムトラスト・ゴールド 2x ブル・ファンド・クラスE証券	95.3%	パッシムトラスト・ゴールド 2x ベア・ファンド・クラスEE券	94.3%
マネーアカウントマザーファンド	0.0%	マネーアカウントマザーファンド	0.3%
現金·預金等	4.6%	现金-預金等	5.4%
合計	100.0%	合 計	100.0%
マネーブールファンド9			
マネーアカウントマザーファンド	59.5%		
現金·預金等	40.5%		
次並·用並守 合 計	100.0%		
日 引 と見かけ、東京に新士選を開発する1 アルスをみ 点報	The second secon	# 7 M M C 1 M A C 1 M	

<sup>※</sup>比率は、表示析数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

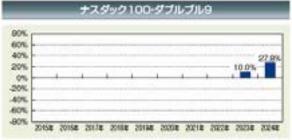
# 年間収益率の推移(暦年ペース) インド・ダブルブルタ



















- \*ファンパにはベンチマークはありません。 \*2023年は投定日(9月9日)から年末までの収益率を表示しています。
- ※2024年は年初から9月末までの収益率を表示しています。
- ◆運用実績は選去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
  ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

## 第2【管理及び運営】

#### 1【申込(販売)手続等】

ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。

購入申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受付けます。

申込の受付は、原則として営業日の午後2時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社により異なることや変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

マネープールファンド9は、スイッチング以外による購入はできません。

なお、T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9は後継ファンドを設定しません。

2025年8月27日以降、購入およびスイッチングの申込はできません。

#### 申込不可日

下記のいずれかに該当する日には、購入およびスイッチングの申込はできません。

#### 「インド・ダブルブル・ベア9」

- ・シンガポール、インドの各証券取引所の休業日
- ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

#### 「中国・ダブルブル・ベア9」

- ・香港の証券取引所の休業日(半休日を含む)
- ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

#### 「ナスダック100・ダブルブル・ベア9」

- ・ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ロンドン、香港、シンガポール、ニューヨークの各銀行の休業日
- ・「香港、シンガポールの各銀行の休業日」の前営業日

## 「金・ダブルブル・ペア9」

- ・香港、ニューヨークの各証券取引所の休業日(香港の半休日を含む)
- ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

受益権は、1口単位をもって購入することができます。

受益権の購入価額(発行価格)は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込 口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、前述「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1)申込手数料」をご参照ください。

購入申込者は、購入申込受付日から起算して6営業日までにお申込の販売会社に支払うものとします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、特別な事情が発生した場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、 決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入およびスイッチングの申込の受付を中 止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

#### 2【換金(解約)手続等】

受益者は、1口単位をもって、換金申込を行うことができます。ただし、申込不可日のいずれかに該当する日には、換金申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、前述「1 申込(販売)手続等」をご参照ください。

換金申込の受付は、原則として営業日の午後2時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社により異なることや変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

各ファンド(マネープールファンド 9 を除く)の換金価額(解約価額)は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

マネープールファンド9の換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金申込は、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、特別な事情が発生した場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、 決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止すること、およびす でに受付けた申込の受付を取消すことがあります。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受 益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。

ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が申込不可日であるときは、この計算日以降の最初の換金申込を受付けることができる日とします。)に、換金申込を受付けたものとして の規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、換金申込を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

<ファンドの主な投資対象>

外国投資信託:原則としてファンドの基準価額計算日に知り得る直近の日の基準価額で評価します。

マザーファンド: 原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

<マザーファンドの主な投資対象>

公社債等:原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)

金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く)

価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問合せいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T&Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

インターネットホームページ https://www.tdasset.co.jp/

## (2)【保管】

ありません。

#### (3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、2025年9月10日までですが、後述「(5)その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

## (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

## (5)【その他】

信託の終了

#### a.ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が5万口を下回ることとなったとき(マネープールファンド9を除く)、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (2) 委託会社は、この投資信託が下記に該当する場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

### 「各ファンド(マネープールファンド9を除く)」

組入外国投資信託が存続しないこととなる場合。

#### 「マネープールファンド9」

各ファンド(マネープールファンド9を除く)がすべてその信託を終了させることとなる場合。

- (3) 委託会社は、(1)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (4) (3)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下(4)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (5) (3)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (6) (3)から(5)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび(2)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(3)から(5)までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託 契約を解約し信託を終了させます。
- c.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「信託約款の変更」 の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託 会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

- a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信 託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。) を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督 官庁に届出ます。なお、この信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないも のとします。
- b.委託会社は、aの事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、 併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以 下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合に おいて、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を 定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもっ てこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.bの書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f.bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- g.aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ (https://www.tdasset.co.jp/)に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用にかかる報告等開示方法

毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報 告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均 等にファンドの受益権を保有します。

#### (1)収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (2)償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (3)換金(解約)請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。権利行使の方法等については、前述「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

#### (4)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

## 第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、第1期計算期間(2023年9月8日から2024年9月10日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第 193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年11月14日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

# 巨丫新日本 有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(インド・ダブルブル9)の2023年9月8日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(インド・ダブルブル9)の2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における 監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に 従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査 人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に 含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、 その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備 及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬に より発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を 与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の 判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、 財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、 ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている その他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 1【財務諸表】

# 【T&Dダプルプル・ベア・シリーズ9(インド・ダブルブル9)】

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

期別	第1期
	(2024年9月10日現在)
科目	金額
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	8,353,200
投資信託受益証券	136,300,299
親投資信託受益証券	20,002
未収利息	46
流動資産合計	144,673,547
資産合計	144,673,547
負債の部	
流動負債	
未払解約金	512,072
未払受託者報酬	30,831
未払委託者報酬	616,631
その他未払費用	11,495
流動負債合計	1,171,029
負債合計	1,171,029
純資産の部	
元本等	
元本	111,420,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	32,082,518
(分配準備積立金)	18,668,294
元本等合計	143,502,518
純資産合計	143,502,518
負債純資産合計	144,673,547

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	期	別	第1期
			(自 2023年9月8日
			至 2024年9月10日)
科目		Ī	金額
営業収益			
受取利息			4,348
有価証券売買等損益			37,983,908
営業収益合計			37,988,256
営業費用			
支払利息			2,225
受託者報酬			51,764
委託者報酬			1,035,265
その他費用			19,280
営業費用合計			1,108,534
営業利益			36,879,722
経常利益			36,879,722
当期純利益			36,879,722
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額			18,211,428
期首剰余金又は期首欠損金()			-
剰余金増加額又は欠損金減少額			21,482,161
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			21,482,161
剰余金減少額又は欠損金増加額			8,067,937
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			8,067,937
分配金			-
期末剰余金又は期末欠損金()			32,082,518

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

### (貸借対照表に関する注記)

第1期 (2024年9月10日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	
	11,142□
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	12,879円

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	期	別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
分配金の計算過程			計算期間末における費用控除後配当等収益(2,680円)、費用 控除後有価証券売買等損益(18,665,614円)、収益調整金 (13,416,785円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象 収益は32,085,079円(1口当たり2,879円)となりましたが、当期 の分配は見送りとさせていただきました。

# (金融商品に関する注記)

# 金融商品の状況に関する事項

	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2 条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社 で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資と して運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭 債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細について は、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利 変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リ スク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を 採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該 価額が異なることもあります。

#### 金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2024年9月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)の 1 運用資 産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、 時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価とし ております。

### (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)	
該当事項はありません。	

### (その他の注記)

### 1 元本の移動

項目	期別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		288,230,000 円
期中一部解約元本額		176,810,000 円

### 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

第1期(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	
投資信託受益証券	21,270,385	円
親投資信託受益証券	2	円
合計	21,270,387	円

### 3 デリバティブ取引関係

第1期(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日) 該当事項はありません。

### (4)【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

### b . 株式以外の有価証券

(2024年9月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
	パッシム・トラスト- イン ディア 2x ブル・ファンド - クラスE証券	10,380	136,300,299	
合計		10,380	136,300,299	

(注)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(2024年9月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウント マザーファンド	20,025	20,002	
合計		20,025	20,002	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年11月14日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

# 巨丫新日本 有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(インド・ダブルベア9)の2023年9月8日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(インド・ダブルベア9)の2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における 監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に 従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査 人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に 含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、 その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備 及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬に より発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を 与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の 判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、 財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、 ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている その他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 【T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(インド・ダブルベア9)】

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

期	別	第1期
		(2024年9月10日現在)
科目		金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		833,429
投資信託受益証券		5,572,960
親投資信託受益証券		20,002
未収利息		4
流動資産合計		6,426,395
資産合計		6,426,395
負債の部		
流動負債		
未払金		382,138
未払受託者報酬		673
未払委託者報酬		13,181
その他未払費用		187
流動負債合計		396,179
負債合計		396,179
純資産の部		
元本等		
元本		9,070,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		3,039,784
元本等合計		6,030,216
純資産合計		6,030,216
負債純資産合計		6,426,395

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

			(十匹・口)
	期	別	第1期
			(自 2023年9月8日
			至 2024年9月10日)
科目			金額
営業収益			
受取利息			140
有価証券売買等損益			1,114,480
営業収益合計			1,114,340
営業費用			
支払利息			22
受託者報酬			1,172
委託者報酬			22,888
その他費用			323
営業費用合計			24,405
営業利益			1,138,745
経常利益			1,138,745
当期純利益			1,138,745
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額			331,866
期首剰余金又は期首欠損金()			-
剰余金増加額又は欠損金減少額			247,462
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			247,462
剰余金減少額又は欠損金増加額			2,480,367
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			2,480,367
分配金			-
期末剰余金又は期末欠損金()			3,039,784
	_		-

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

### (貸借対照表に関する注記)

第1期 (2024年9月10日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	
	907□
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	3,039,784円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	6,649円

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	期	別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
分配金の計算過程			計算期間末における分配対象収益は0円(1口当たり0円)であるため、当期の分配は見送りとさせていただきます。

# (金融商品に関する注記)

# 金融商品の状況に関する事項

	95.4 世
	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭 債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細について は、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利 変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リ スク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を 採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該 価額が異なることもあります。

#### 金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2024年9月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)の 1 運用資 産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、 時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価とし ております。

### (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)	
該当事項はありません。	

### (その他の注記)

### 1 元本の移動

項	目	期別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)	
	期首元本額		- 円	
	期中追加設定元本額		13,120,000 円	
	期中一部解約元本額		4,050,000 円	

### 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

第1期(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	
投資信託受益証券	782,422	円
親投資信託受益証券	2	円
合計	782,420	円

### 3 デリバティブ取引関係

第1期(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日) 該当事項はありません。

### (4)【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

### b . 株式以外の有価証券

(2024年9月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
	パッシム・トラスト- イン ディア 2x ベア・ファンド - クラスE証券	880	5,572,960	
合計		880	5,572,960	

(注)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(2024年9月10日現在)

種類	<b>銘柄</b>	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウント マザーファンド	20,025	20,002	
合計		20,025	20,002	

<sup>(</sup>注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年11月14日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

# EY新日本 有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(中国・ダブルブル9)の2023年9月8日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(中国・ダブルブル9)の2024年 9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての 重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における 監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に 従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査 人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に 含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、 その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備 及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬に より発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を 与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、 財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、 ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている その他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 【T&Dダブルブル・ペア・シリーズ9(中国・ダブルブル9)】

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(半位・口)
期	別	第1期
		(2024年9月10日現在)
科目		金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		9,702,573
投資信託受益証券		108,889,968
親投資信託受益証券		20,002
未収利息		54
流動資産合計		118,612,597
資産合計		118,612,597
負債の部		
流動負債		
未払解約金		3,199,026
未払受託者報酬		32,030
未払委託者報酬		640,497
その他未払費用		11,946
流動負債合計		3,883,499
負債合計		3,883,499
純資産の部		
元本等		
元本		148,230,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		33,500,902
元本等合計		114,729,098
純資産合計		114,729,098
負債純資産合計		118,612,597
<u> </u>		ı

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

			(
	期	別	第1期
			(自 2023年9月8日
			至 2024年9月10日)
科目			金額
営業収益			
受取利息			4,680
有価証券売買等損益			4,892,398
営業収益合計			4,887,718
営業費用			
支払利息			1,831
受託者報酬			52,031
委託者報酬			1,040,522
その他費用			19,387
営業費用合計			1,113,771
営業利益			6,001,489
経常利益			6,001,489
当期純利益			6,001,489
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額			15,710,697
期首剰余金又は期首欠損金()			-
剰余金増加額又は欠損金減少額			45,225,518
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			45,225,518
剰余金減少額又は欠損金増加額			57,014,234
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			57,014,234
分配金			-
期末剰余金又は期末欠損金()			33,500,902

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

### (貸借対照表に関する注記)

第1期 (2024年9月10日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	
	14,823□
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	33,500,902円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	7,740円

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	期	別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
分配金の計算過程			計算期間末における分配対象収益は0円(1口当たり0円)であるため、当期の分配は見送りとさせていただきます。

# (金融商品に関する注記)

# 金融商品の状況に関する事項

	95.4 世
	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭 債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細について は、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利 変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リ スク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を 採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該 価額が異なることもあります。

#### 金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2024年9月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)の 1 運用資 産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、 時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価とし ております。

### (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)	
該当事項はありません。	

### (その他の注記)

### 1 元本の移動

項目	期別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		428,230,000 円
期中一部解約元本額		280,000,000 円

### 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

第1期(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)

登計算期間の損益に 全まれた評価差額		
投資信託受益証券	21,634,322	円
親投資信託受益証券	2	円
合計	21,634,320	円

### 3 デリバティブ取引関係

第1期(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日) 該当事項はありません。

### (4)【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

### b . 株式以外の有価証券

(2024年9月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
	パッシム・トラスト- チャ イナ 2x ブル・ファンド - クラスE証券	14,370	108,889,968	
合計		14,370	108,889,968	

<sup>(</sup>注)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(2024年9月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウント マザーファンド	20,025	20,002	
合計		20,025	20,002	

<sup>(</sup>注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年11月14日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

# 巨丫新日本 有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(中国・ダブルベア9)の2023年9月8日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(中国・ダブルベア9)の2024年 9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての 重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における 監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に 従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査 人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に 含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、 その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備 及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬に より発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を 与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、 財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、 ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている その他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 【T&Dダブルブル・ペア・シリーズ9(中国・ダブルペア9)】

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

期	別	第1期
		カー知
		(2024年9月10日現在)
科目		金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		33,041,321
投資信託受益証券		618,371,944
親投資信託受益証券		20,002
未収利息		184
流動資産合計		651,433,451
資産合計		651,433,451
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		145,761
未払委託者報酬		2,915,076
その他未払費用		54,603
流動負債合計		3,115,440
負債合計		3,115,440
純資産の部		
元本等		
元本		697,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		48,681,989
元本等合計		648,318,011
純資産合計		648,318,011
負債純資産合計		651,433,451

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		( 1
期	別	第1期
		(自 2023年9月8日
		至 2024年9月10日)
		金額
		16,231
		245,954,332
		245,938,101
		7,171
		197,940
		3,958,613
		74,115
		4,237,839
		250,175,940
		250,175,940
		250,175,940
		21,463,439
		-
		202,345,644
		202,345,644
		22,315,132
		22,315,132
		-
		48,681,989
	期	期

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

### (貸借対照表に関する注記)

第1期 (2024年9月10日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	
	69,700□
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	48,681,989円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	9,302円

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 頁	別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
分配金の計算過程		計算期間末における分配対象収益は0円(1口当たり0円)であるため、当期の分配は見送りとさせていただきます。

# (金融商品に関する注記)

# 金融商品の状況に関する事項

	T
	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭 債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細について は、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利 変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リ スク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を 採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該 価額が異なることもあります。

#### 金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2024年9月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)の 1 運用資 産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、 時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価とし ております。

### (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)	
該当事項はありません。	

### (その他の注記)

### 1 元本の移動

項	目	期	別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)	
	期首元本額			- 円	
	期中追加設定元本額			804,700,000 円	
	期中一部解約元本額			107,700,000 円	

### 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

第1期(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)

当計算期間の損益に 種類 当計算期間の損益に 含まれた評価差額		
投資信託受益証券	211,549,385	円
親投資信託受益証券	2	円
合計	211,549,383	円

### 3 デリバティブ取引関係

第1期(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日) 該当事項はありません。

# (4)【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

### b . 株式以外の有価証券

(2024年9月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	パッシム・トラスト- チャ イナ 2x ベア・ファンド - クラスE証券	66,370	618,371,944	
合計		66,370	618,371,944	

(注)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(2024年9月10日現在)

種類	<b>銘柄</b>	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウント マザーファンド	20,025	20,002	
合計		20,025	20,002	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年11月14日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

# 巨丫新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(ナスダック100・ダブルブル9)の2023年9月8日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(ナスダック100・ダブルブル9)の2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における 監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に 従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査 人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に 含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、 その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備 及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬に より発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を 与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、 財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、 ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている その他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 【T&Dダブルブル・ペア・シリーズ9(ナスダック100・ダブルブル9)】

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

期	別	第1期
		(2024年9月10日現在)
科目		金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		115,412,734
投資信託受益証券		1,593,970,457
親投資信託受益証券		20,002
未収利息		643
流動資産合計		1,709,403,836
資産合計		1,709,403,836
負債の部		
流動負債		
未払金		1,220,514
未払解約金		19,260,448
未払受託者報酬		355,021
未払委託者報酬		7,987,918
その他未払費用		133,078
流動負債合計		28,956,979
負債合計		28,956,979
純資産の部		
元本等		
元本		1,343,630,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		336,816,857
元本等合計		1,680,446,857
純資産合計		1,680,446,857
負債純資産合計		1,709,403,836
		•

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

期別     第1期       (自 2023年9月8日     至 2024年9月10日)       科目     金額       営業収益     受取利息
至 2024年9月10日 )       科 目     金額       営業収益
科 目     金額       営業収益
営業収益
受取利息 100
有価証券売買等損益 157,048
<b>営業収益合計</b> 156,938
営業費用
支払利息 12
受託者報酬 478
委託者報酬 10,775
その他費用 179
営業費用合計 11,448
営業利益 168,384
経常利益 168,384
当期純利益 168,384
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 327,622
期首剰余金又は期首欠損金( )
剰余金増加額又は欠損金減少額 2,373,166
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 2,373,166
剰余金減少額又は欠損金増加額 1,540,342
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 1,540,342
分配金
期末剰余金又は期末欠損金( ) 336,816

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

### (貸借対照表に関する注記)

第1期 (2024年9月10日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	
	134,363□
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	·

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	期	別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
分配金の計算過程			計算期間末における費用控除後配当等収益(0円)、費用控除後有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(336,816,857円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は336,816,857円(1口当たり2,506円)となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきました。

# (金融商品に関する注記)

# 金融商品の状況に関する事項

	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭 債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細について は、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利 変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リ スク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を 採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該 価額が異なることもあります。

#### 金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2024年9月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)の 1 運用資 産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、 時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価とし ております。

### (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)	
該当事項はありません。	

### (その他の注記)

### 1 元本の移動

項	目	期別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
	期首元本額		- 円
	期中追加設定元本額		5,187,650,000 円
	期中一部解約元本額		3,844,020,000 円

### 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

第1期(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)

当計算期間の損益に 種類 当計算期間の損益に 含まれた評価差額		
投資信託受益証券	486,340,767	円
親投資信託受益証券	2	円
合計	486,340,765	円

### 3 デリバティブ取引関係

第1期(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日) 該当事項はありません。

### (4)【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

### b . 株式以外の有価証券

(2024年9月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	パッシム・トラスト- US テ クノロジー 2x ブル・ファ ンド - クラスE証券		1,593,970,457	
合計		126,210	1,593,970,457	

<sup>(</sup>注)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(2024年9月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウント マザーファンド	20,025	20,002	
合計		20,025	20,002	

<sup>(</sup>注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年11月14日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

# 巨丫新日本 有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(ナスダック100・ダブルベア9)の2023年9月8日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(ナスダック100・ダブルベア9)の2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における 監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に 従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査 人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に 含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、 その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備 及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬に より発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を 与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の 判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、 財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、 ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている その他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 【T&Dダブルブル・ペア・シリーズ9(ナスダック100・ダブルペア9)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	(十四:13)
期別	第1期
	(2024年9月10日現在)
科目	金額
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	114,856,619
投資信託受益証券	2,192,738,432
親投資信託受益証券	20,002
未収入金	1,207,586
未収利息	640
流動資産合計	2,308,823,279
資産合計	2,308,823,279
負債の部	
流動負債	
未払解約金	166,341
未払受託者報酬	318,906
未払委託者報酬	7,175,372
その他未払費用	119,531
流動負債合計	7,780,150
負債合計	7,780,150
純資産の部	
元本等	
元本	3,784,250,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,483,206,871
(分配準備積立金)	156,046,318
元本等合計	2,301,043,129
純資産合計	2,301,043,129
負債純資産合計	2,308,823,279
l	!

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

			(羊瓜、口)
	期	別	第1期
			(自 2023年9月8日
			至 2024年9月10日)
科目			金額
営業収益			
受取利息			65,564
有価証券売買等損益			297,774,696
営業収益合計			297,709,132
営業費用			
支払利息			10,914
受託者報酬			403,360
委託者報酬			9,075,582
その他費用			151,150
営業費用合計			9,641,006
営業利益			307,350,138
経常利益			307,350,138
当期純利益			307,350,138
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額			463,396,456
期首剰余金又は期首欠損金()			-
剰余金増加額又は欠損金減少額			1,377,917,595
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			1,377,917,595
剰余金減少額又は欠損金増加額			3,017,170,784
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			3,017,170,784
分配金			-
期末剰余金又は期末欠損金()			1,483,206,871

# (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

第1期 (2024年9月10日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	
	378,425□
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	1,483,206,871円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	6,081円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	期	別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
分配金の計算過程			計算期間末における費用控除後配当等収益(54,888円)、費用 控除後有価証券売買等損益(155,991,430円)、収益調整金(0円)、 及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は156,046,318円 (1口当たり412円)となりましたが、当期の分配は見送りとさせ ていただきました。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭 債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細について は、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利 変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リ スク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を 採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該 価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2024年9月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)	
該当事項はありません。	

## (その他の注記)

#### 1 元本の移動

項	目	期別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
	期首元本額		- 円
	期中追加設定元本額		8,447,310,000 円
	期中一部解約元本額		4,663,060,000 円

### 2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	
投資信託受益証券	155,154,142	円
親投資信託受益証券	2	円
合計	155,154,144	円

### 3 デリバティブ取引関係

第1期(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日) 該当事項はありません。

### (4)【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

#### b . 株式以外の有価証券

(2024年9月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	パッシム・トラスト- US テ クノロジー 2x ベア・ファ ンド - クラスE証券		2,192,738,432	
合計		374,190	2,192,738,432	

(注)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(2024年9月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウント マザーファンド	20,025	20,002	
合計		20,025	20,002	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年11月14日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

# 巨丫新日本 有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(金・ダブルブル9)の2023年9月8日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(金・ダブルブル9)の2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における 監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に 従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査 人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に 含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、 その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備 及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬に より発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を 与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の 判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、 財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、 ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている その他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 【 T & Dダブルブル・ペア・シリーズ 9 (金・ダブルブル 9)】

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

#0 0	011	(
期	別	第1期
		(2024年9月10日現在)
<u>料 目</u>		金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		4,205,131
投資信託受益証券		72,277,679
親投資信託受益証券		20,002
未収利息		23
流動資産合計		76,502,835
資産合計		76,502,835
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		17,938
未払委託者報酬		358,742
その他未払費用		6,670
流動負債合計		383,350
負債合計		383,350
純資産の部		
元本等		
元本		55,630,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		20,489,485
(分配準備積立金)		12,583,581
元本等合計		76,119,485
純資産合計		76,119,485
負債純資産合計		76,502,835

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
期	別	第1期
		(自 2023年9月8日
		至 2024年9月10日)
		金額
		2,235
		21,840,068
		21,842,303
		1,110
		28,776
		575,450
		10,675
		616,011
		21,226,292
		21,226,292
		21,226,292
		8,642,711
		-
		14,039,623
		14,039,623
		6,133,719
		6,133,719
		-
		20,489,485
	期	期別

## (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

第1期 (2024年9月10日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	
	5,563□
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	期	別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
分配金の計算過程			計算期間末における費用控除後配当等収益(1,444円)、費用 控除後有価証券売買等損益(12,582,137円)、収益調整金 (7,907,390円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収 益は20,490,971円(1口当たり3,683円)となりましたが、当期の 分配は見送りとさせていただきました。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2 条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社 で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資と して運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭 債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細について は、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利 変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リ スク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を 採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該 価額が異なることもあります。

#### 金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2024年9月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)の 1 運用資 産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、 時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価とし ております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)	
該当事項はありません。		

### (その他の注記)

### 1 元本の移動

項	目	期別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
	期首元本額		- 円
	期中追加設定元本額		150,460,000 円
	期中一部解約元本額		94,830,000 円

### 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

第1期(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額		
投資信託受益証券	13,651,379	円	
親投資信託受益証券	2	円	
合計	13,651,381	円	

## 3 デリバティブ取引関係

第1期(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日) 該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

### b . 株式以外の有価証券

(2024年9月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	パッシム・トラスト- ゴール ド 2x ブル・ファンド - ク ラスE証券		72,277,679	
合計		5,180	72,277,679	

(注)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(2024年9月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウント マザーファンド	20,025	20,002	
合計		20,025	20,002	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年11月14日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

# 巨丫新日本 有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(金・ダブルベア9)の2023年9月8日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(金・ダブルベア9)の2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における 監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に 従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査 人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に 含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、 その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備 及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬に より発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を 与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、 財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、 ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている その他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 【T&Dダブルブル・ペア・シリーズ9(金・ダブルペア9)】

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(羊և:口)
期	別	第1期
		(2024年9月10日現在)
科目		金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		522,856
投資信託受益証券		8,333,955
親投資信託受益証券		20,002
未収利息		2
流動資産合計		8,876,815
資産合計		8,876,815
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		1,954
未払委託者報酬		39,053
その他未払費用		676
流動負債合計		41,683
負債合計		41,683
純資産の部		
元本等		
元本		13,790,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		4,954,868
元本等合計		8,835,132
純資産合計		8,835,132
負債純資産合計		8,876,815

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

			(112 - 13)
	期	別	第1期
			(自 2023年9月8日
			至 2024年9月10日)
科目			金額
営業収益			
受取利息			160
有価証券売買等損益			2,830,138
営業収益合計			2,829,978
営業費用			
支払利息			84
受託者報酬			3,207
委託者報酬			64,092
その他費用			1,084
営業費用合計			68,467
営業利益			2,898,445
経常利益			2,898,445
当期純利益			2,898,445
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額			370,050
期首剰余金又は期首欠損金()			-
剰余金増加額又は欠損金減少額			794,848
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			794,848
剰余金減少額又は欠損金増加額			3,221,321
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			3,221,321
分配金			-
期末剰余金又は期末欠損金()			4,954,868
			4,954,86

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

第1期 (2024年9月10日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	
	1,379□
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	4,954,868円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	6,407円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	期	別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
分配金の計算過程			計算期間末における分配対象収益は0円(1口当たり0円)であるため、当期の分配は見送りとさせていただきます。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	T
	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭 債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細について は、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利 変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リ スク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を 採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該 価額が異なることもあります。

#### 金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2024年9月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)の 1 運用資 産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、 時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価とし ております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)	
該当事項はありません。		

### (その他の注記)

### 1 元本の移動

項	目	期別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)		
	期首元本額		- 円		
	期中追加設定元本額		22,070,000 円		
	期中一部解約元本額		8,280,000 円		

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

第1期(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	
投資信託受益証券	2,577,841	円
親投資信託受益証券	2	円
合計	2,577,839	円

## 3 デリバティブ取引関係

第1期(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日) 該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

### b . 株式以外の有価証券

(2024年9月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	パッシム・トラスト- ゴール ド 2x ベア・ファンド - ク ラスE証券		8,333,955	
合計		1,340	8,333,955	

(注)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(2024年9月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウント マザーファンド	20,025	20,002	
合計		20,025	20,002	

<sup>(</sup>注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年11月14日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

# 巨丫新日本 有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(マネープールファンド9)の2023年9月8日から2024年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (マネープールファンド9)の2024年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における 監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に 従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査 人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に 含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、 その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備 及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬に より発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を 与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、 財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、 ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている その他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 【T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(マネーブールファンド9)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

期	別	第1期
7713	733	(2024年9月10日現在)
  科   目		金額
		立領
資産の部		
流動資産		70 547 005
コール・ローン		73,517,295
親投資信託受益証券		167,230,265
未収利息		410
流動資産合計		240,747,970
資産合計		240,747,970
負債の部		
流動負債		
未払解約金		960,096
未払受託者報酬		200
未払委託者報酬		1,594
その他未払費用		18,482
流動負債合計		980,372
負債合計		980,372
純資産の部		
元本等		
元本		239,740,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		27,598
(分配準備積立金)		89,038
元本等合計		239,767,598
純資産合計		239,767,598
負債純資産合計		240,747,970

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

			(
	期	別	第1期
			(自 2023年9月8日
			至 2024年9月10日)
科目			金額
営業収益			
受取利息			55,954
有価証券売買等損益			30,265
営業収益合計			86,219
営業費用			
支払利息			30,022
受託者報酬			360
委託者報酬			2,962
その他費用			34,281
営業費用合計			67,625
営業利益			18,594
経常利益			18,594
当期純利益			18,594
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額			70,444
期首剰余金又は期首欠損金()			-
剰余金増加額又は欠損金減少額			1,019,145
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			1,019,145
剰余金減少額又は欠損金増加額			1,080,585
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			1,080,585
分配金			-
期末剰余金又は期末欠損金()			27,598

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価し ております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

第1期 (2024年9月10日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	
	23,974□
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	10,001円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	期	別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
分配金の計算過程			計算期間末における費用控除後配当等収益(28,789円)、費用 控除後有価証券売買等損益(60,249円)、収益調整金(0円)、 及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は89,038円(1口 当たり3円)となりましたが、当期の分配は見送りとさせていた だきました。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2 条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社 で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資と して運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭 債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細について は、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利 変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を 採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該 価額が異なることもあります。

#### 金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2024年9月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)	
該当事項はありません。		

### (その他の注記)

### 1 元本の移動

項目	期別	第1期 (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		5,022,420,000 円
期中一部解約元本額		4,782,680,000 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

第1期(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	100,448 円
合計	100,448 円

## 3 デリバティブ取引関係

第1期(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日) 該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

## b . 株式以外の有価証券

(2024年9月10日現在)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウント マザーファンド	167,414,421	167,230,265	
合計		167,414,421	167,230,265	

<sup>(</sup>注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

#### (参考)パッシム・トラストの状況

パッシム・トラスト - インディア 2x ブル・ファンド - クラスE証券

パッシム・トラスト - インディア 2x ベア・ファンド - クラスE証券

パッシム・トラスト - チャイナ 2x ブル・ファンド - クラスE証券

パッシム・トラスト - チャイナ 2x ベア・ファンド - クラスE証券

パッシム・トラスト US テクノロジー 2x ブル・ファンド - クラスE証券

パッシム・トラスト - US テクノロジー 2x ベア・ファンド - クラスE証券

パッシム・トラスト - ゴールド 2x ブル・ファンド - クラスE証券

パッシム・トラスト - ゴールド 2x ベア・ファンド - クラスE証券

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

以下の組入資産の明細は、JPモルガン証券株式会社より入手したデータをもとに作成しております。委託会社は、 その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。

SECURITY NAME	SECURITY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (F)	JPY	79,420,000.00	0.00	10,798,340.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/01/2025	JPY	25,000,000.00	99.983	24,996,051.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/04/2025	JPY	25,000,000.00	99.943	24,986,363.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/05/2025	JPY	40,000,000.00	99.922	39,969,616.00
Incorporation costs	JPY			6,710,482.62
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			-7,027,727.00
Swaps - Receivable	JPY			61,381.00
Payable Redemptions	JPY			-424,518.00
Incorporation cost payable	JPY			-669,265.62
Management Fees (A)	JPY			-54,192.00
CIMA Mutual Offering fees (M)	JPY			1,212,733.86
CIMA mutual olffering fees (A)	JPY			-3,346,500.00
Fee cap adjustment	JPY			4,355,053.49
Custody safekeeping fees (A)	JPY			-158,240.00
Custody safekeeping fees (M)	JPY			-12,716.00
Trustee fees (A)	JPY			-261,874.00
Financial reporting fees (A)	JPY			-59,759.00
Administration fees (A)	JPY			-1,531,727.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-9,954.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-195,968.00
Administration fees (M)	JPY			-190,679.00
Legal and audit fees (M)	JPY			31,507.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-321,777.00
Transfer agent fees (M)	JPY			-43,364.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			30,907,902.00

129,721,169.35

## J.P Morgan India 2x Bear Fund

2024/9/27

	SECURITY		SECURITY'S	EVALUATION PRICE
SECURITY NAME	CURRENCY	QUANTITY	QUOTATION PRICE	IN FUND CCY
SWAPS (F)	JPY	362,100.00	0.00	-302,008.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/01/2025	JPY	1,200,000.00	99.983	1,199,810.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/05/2025	JPY	1,000,000.00	99.922	999,240.00
Incorporation costs	JPY			331,427.62
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			-342,339.00
Swaps - Receivable	JPY			31,216.00
Receivable Subscriptions	JPY			348,088.00
Incorporation cost payable	JPY			-81,356.62
Management Fees (A)	JPY			-1,486.00
CIMA Mutual Offering fees (M)	JPY			1,212,733.86
CIMA mutual olffering fees (A)	JPY			-1,075,147.00
Fee cap adjustment	JPY			2,990,331.14
Custody safekeeping fees (A)	JPY			-149,772.00
Custody safekeeping fees (M)	JPY			-23,956.00
Trustee fees (A)	JPY			-261,874.00
Financial reporting fees (A)	JPY			-4,359.00
Financial reporting fees (M)	JPY			-656.50
Administration fees (A)	JPY			-1,531,727.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-28,397.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-351.00
Administration fees (M)	JPY			-190,021.50
Transfer agent fees (A)	JPY			-269,418.00
Transfer agent fees (M)	JPY			-40,536.50
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			175,749.00
				2.985.190.50

2,985,190.50

CECUDITY MARKE	SECURITY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SECURITY NAME	JPY		PRICE 0.00	7.1117.00.110.00.00
SWAPS (F)	50.000	11,109,500.00		45,130,855.00
JAPAN GOVT 2-YR 0,005% 23-01/01/2025	JPY	16,000,000.00	\$7.500 Tel	15,997,473.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/04/2025	JPY	15,000,000.00		14,991,818.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/05/2025	JPY	60,000,000.00	99.922	59,954,425.00
Incorporation costs	JPY			2,158,824.34
Amort.on Incorp.costs (A)	JPY			-2,306,781.00
Swaps - Receivable	JPY			450,499.00
Payable Redemptions	JPY			-1,782,041.00
Incorporation cost payable	JPY			-362,377.34
Management Fees (A)	JPY			-44,502.00
CIMA Mutual Offering fees (M)	JPY			1,212,733.86
CIMA mutual olffering fees (A)	JPY			-1,074,656.00
Fee cap adjustment	JPY			3,888,983.30
Custody safekeeping fees (A)	JPY .			-160,161.00
Custody safekeeping fees (M)	JPY			-26,932.50
Trustee fees (A)	JPY			-261,710.00
Financial reporting fees (A)	JPY			-4,720.00
Financial reporting fees (M)	JPY			-658.00
Administration fees (A)	JPY			-1,530,831.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-8,536.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-207,251.00
Administration fees (M)	JPY			-173,033.00
Transaction charges (M)	JPY			-6,311.81
Transfer agent fees (A)	JPY			-358,901.00
Transfer agent fees (M)	JPY			-71,085.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			9,590,508.00
	200 100 2			144,995,631.85

2024/9/27

#### J.P Morgan China 2x Bear Fund

2024/9/27

SECURITY NAME	SECURITY CURRENCY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (F)	JPY	20,050,200.00	0.00	-230,030,371.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 22-01/11/2024	JPY	38,000,000.00	99,995	37,998,855.00
IAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/01/2025	JPY	154,000,000.00	99.983	153,975,676.00
IAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/05/2025	JPY	203,000,000.00	99.922	202,845,803.00
IAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/09/2025	JPY	70,000,000.00	99.849	69,894,549.00
Incorporation costs	JPY			1,205,813.15
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			-1,226,101.00
Bonds - Receivable	JPY			49,998,541.00
Swaps - Receivable	JPY			1,018,878.00
Receivable Subscriptions	JPY			2,225,965.00
Payable Redemptions	JPY			-141,196.00
Incorporation cost payable	JPY			-262,740.15
Management Fees (A)	JPY			-384,591.00
Management Fees (A)	JPY.			-63,137.00
CIMA Mutual Offering fees (M)	JPY			1,212,733.86
CIMA mutual olffering fees (A)	JPY			-876,149.00
Fee cap adjustment	JPY			3,300,141.51
Custody safekeeping fees (A)	JPY			-94,990.00
Custody safekeeping fees (M)	JPY.			-22,816.50
Trustee fees (A)	JPY			-129,247.00
Financial reporting fees (A)	1PY			-6,373.00
Administration fees (A)	JPY			-738,609.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-41,979.00
Legal and audit fees (A)	JPY'			-416,057.00
Administration fees (M)	JPY			-227,134.50
Legal and audit fees (M)	1PY			6,353.00
Transaction charges (M)	JPY			-139,787.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-147,738.00
Transfer agent fees (M)	JPY.			-45,043.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			106,712,929.00

395,402,178.37

US TECHNOLOGY 2X BULL FUND 2024/9/27

SECURITY NAME	SECURITY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (C)	JPY	-234,750,000.00	0.00	0.00
SWAPS (F)	JPY	234,750,000.00	0.00	207,836,617.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/01/2025		100,000,000.00	99,983	99,984,205.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/04/2025	9 380.00	1,100,000,000.00	99.943	1,099,399,973.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/05/2025		320,000,000.00	99.922	319,756,932.00
Amort. on Incorp. costs (A)	JPY	25010001000100	751744	-3,730,904.00
Receivable on SWP	JPY			88,628,107.00
Receivable Subscriptions	JPY			15,657,810.00
Receivable income on bonds	JPY			39,751.00
Payable Redemptions	JPY			-620,353,183.00
Payable SWP	JPY			-2,394,616.00
Management fees (M)	JPY			-9,591,850.48
Custody fees (A)	JPY			-21,202.00
Custody fees (A)	JPY			-349,923.00
Cap fees JDI (A)	JPY			2,824,910.66
Cap Fees DDD (A)	JPY			1,187,103.34
Trustee fees (A)	JPY			-676,545.00
Trustee fees (A)	JPY			-40,976.00
Safekeeping fee (A)	JPY			-22,178.00
Safekeeping fee (A)	JPY			-196,557.00
Trustee fees (M)	JPY			1,202,508.00
Financial reporting (A)	JPY			-5,922.00
Financial reporting (A)	JPY			-97,871.00
Administration fees (A)	JPY			-237,423.00
Administration fees (A)	JPY			-3,920,269.00
Compliance fees (A)	JPY			-12,724.00
Compliance fees (A)	JPY			-210,071.00
Legal fees (A)	JPY			-1,237.00
Legal fees (A)	JPY			-66,544.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-22,047.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-363,978.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			613,033,130.00

1,807,235,026.52

US TECHNOLOGY 2X BEAR FUND 2024/9/27

SECURITY NAME	SECURITY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (F)	JPY	370,651,100.00	0.00	-225,503,388.00
SWAPS (C)	JPY	-370,651,100.00	0.00	0.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/01/2025	JPY	330,000,000.00	99.983	329,947,878.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/04/2025	JPY	380,000,000.00	99.943	379,792,718.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/05/2025	JPY	300,000,000.00	99.922	299,772,123.00
Amort. on Incorp. costs (A)	JPY	3-3-1013/01/01/01		-987,464.00
Receivable on SWP	JPY			28,963,613.00
Receivable Subscriptions	JPY			135,892,724.00
Payable Redemptions	JPY			-1,226,418.00
Management fees (M)	JPY			834,309.30
Custody fees (A)	JPY			-21,202.00
Custody fees (A)	JPY			-349,923.00
Cap fees JDI (A)	JPY			2,676,376.42
Cap Fees DDD (A)	JPY			771,800.58
Trustee fees (A)	JPY			-676,545.00
Trustee fees (A)	JPY			-40,976.00
Safekeeping fee (A)	JPY			-17,576.00
Safekeeping fee (A)	JPY			-263,820.00
Trustee fees (M)	JPY			1,193,080.00
Financial reporting (A)	JPY			-97,871.00
Financial reporting (A)	JPY			-5,922.00
Administration fees (A)	JPY			-237,423.00
Administration fees (A)	JPY			-3,920,269.00
Compliance fees (A)	JPY			-210,071.00
Compliance fees (A)	JPY			-12,724.00
Legal fees (A)	JPY			-66,544.00
Legal fees (A)	JPY			-1,237.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-363,978.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-22,047.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			489,634,980.00

1,435,454,204.30

J.P Morgan Gold 2x Bull Fund 2024/9/27

	SECURITY		SECURITY'S	EVALUATION PRICE
SECURITY NAME	CURRENCY	QUANTITY	QUOTATION PRICE	IN FUND CCY
SWAPS (F)	JPY	27,590,000.00	0.000	5,523,325.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/01/2025	JPY	20,000,000.00	99.983	19,996,841.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/09/2025	JPY	15,000,000.00	99.849	14,977,403.00
Incorporation costs	JPY			1,368,307.04
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			14,578.00
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			-1,519,895.00
Incorporation cost payable	JPY			-84,159.04
Management Fees (A)	JPY			-26,802.00
CIMA Mutual Offering fees (M)	JPY			1,212,733.86
CIMA mutual olffering fees (A)	JPY			-1,074,760.00
Fee cap adjustment	JPY			3,368,625.53
Custody safekeeping fees (A)	JPY			-155,100.00
Custody safekeeping fees (M)	JPY			-69,673.00
Trustee fees (A)	JPY			-261,744.00
Financial reporting fees (A)	JPY			-14,012.00
Administration fees (A)	JPY			-1,531,025.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-255,695.00
Legal and audit fees (A)	JPY.			-5,011.00
Administration fees (M)	JPY			-192,168.50
Transfer agent fees (A)	JPY			-269,300.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			9,112,358.00
				50,114,826.89

J.P Morgan Gold 2x Bear Fund

2024/9/27

SECURITY NAME	SECURITY	QUANTITY	SECURITY'S QUOTATION PRICE	EVALUATION PRICE IN FUND CCY
SWAPS (F)	JPY	383,700.00	0.000	-981,580.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/01/2025	JPY	2,000,000.00	99.983	1,999,684.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/05/2025	JPY	2,500,000.00	99.922	2,498,101.00
JAPAN GOVT 2-YR 0.005% 23-01/09/2025	JPY	2,000,000.00	99.849	1,996,987.00
Incorporation costs	JPY	Q0 -05-00 D0-0	5000000	125,190.47
Amort.on incorp.costs (A)	JPY			-129,675.00
Incorporation cost payable	JPY			-22,571.47
Management Fees (A)	JPY			-3,166.00
CIMA Mutual Offering fees (M)	JPY			1,295,677.93
CIMA mutual olffering fees (A)	JPY			-1,074,767.00
Fee cap adjustment	JPY			2,898,590.07
Custody safekeeping fees (A)	JPY			-150,154.00
Custody safekeeping fees (M)	JPY			-56,440.00
Trustee fees (A)	JPY			-261,747.00
Financial reporting fees (A)	JPY			-1,022.00
Administration fees (A)	JPY			-1,531,040.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-588.00
Legal and audit fees (A)	JPY			-10,796.00
Administration fees (M)	JPY			-190,190.00
Transfer agent fees (A)	JPY			-224,420.00
Cash at sight DE - BNPP SINGAPORE	JPY			1,177,191.00

7,353,265.00

### (参考)マネーアカウントマザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「マネーアカウントマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

## (1)貸借対照表

(単位:円)

対象年月	日 (2024年9月10日現在)
科目	金額
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	87,959,901
国債証券	133,852,392
未収利息	490
流動資産合計	221,812,783
資産合計	221,812,783
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	222,064,483
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	251,700
元本等合計	221,812,783
純資産合計	221,812,783
負債純資産合計	221,812,783

## (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその 終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額)、金融商品取引所に上 場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価し ております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)値段 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない) 価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等(償還日の前年応答日が到来したものを含む。)で価格変動性が限定的であり、償却原 価法による評価方法が合理的かつ受益者の利益を害しないと投資信託委託会 社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

(2024年9月10日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	
	222,064,483 🗆
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	251,700円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額	0.9989円 9,989円)

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

対象年月日 項 目	(2024年9月10日現	]在)
期首元本額	231,351,895	円
期中追加設定元本額	2,813,285,931	
期中一部解約元本額	2,822,573,343	円
期末元本額	222,064,483	円
元本の内訳 *		
デジタルヘルス株式ファンド	8,778,101	円
J プレミアム・インカムファンド ( 年 1 回決算型 )	27,771,792	円
J プレミアム・インカムファンド ( 年 4 回決算型 )	17,939,969	円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (インド・ダブルブル 9 )	20,025	円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (インド・ダブルベア 9 )	20,025	円
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(中国・ダブルブル9)	20,025	円
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(中国・ダブルベア9)	20,025	円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (ナスダック100・ダブルブル 9)	20,025	円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (ナスダック100・ダブルベア 9)	20,025	円
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ 9 (金・ダブルブル 9 )	20,025	円
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ 9 (金・ダブルベア 9)	20,025	円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (マネープールファンド 9 )	167,414,421	円
合計	222,064,483	円

<sup>\*</sup> 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

## (自 2023年9月8日 至 2024年9月10日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	133,852,392 円	0 円
合計	133,852,392 円	0 円

## 3 デリバティブ取引関係

(自 2023年9月8日 至 2024年9月10日) 該当事項はありません。

## (3)附属明細表

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

## b . 株式以外の有価証券

(2024年9月10日現在)

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額(円)	備考
国債証券	第1226回国庫短期証券	94,000,000	93,899,317	
	第1238回国庫短期証券	40,000,000	39,953,075	
合計		134,000,000	133,852,392	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2024年9月30日現在)

## T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(インド・ダブルブル9)

資産総額	136,795,304	円
負債総額	582,391	円
純資産総額( - )	136,212,913	円
発行済数量	9,741	П
1 単位当たり純資産額( / )	13,983	円

## T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(インド・ダブルベア9)

資産総額	3,328,498	円
負債総額	59,964	円
純資産総額( - )	3,268,534	円
発行済数量	537	П
1 単位当たり純資産額( / )	6,087	円

## T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(中国・ダブルブル9)

資産総額	152,951,837	円
負債総額	983,468	田
純資産総額( - )	151,968,369	田
発行済数量	13,768	П
1単位当たり純資産額( / )	11,038	円

## T& Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (中国・ダブルベア9)

資産総額	422,760,536	円
負債総額	2,907,986	円
純資産総額( - )	419,852,550	円
発行済数量	69,639	П
1単位当たり純資産額( / )	6,029	円

## T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(ナスダック100・ダブルブル9)

資産総額	2,575,685,749	円
負債総額	670,047,180	円
純資産総額( - )	1,905,638,569	円
発行済数量	135,637	
1 単位当たり純資産額( / )	14,050	円

## T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(ナスダック100・ダブルベア9)

資産総額	1,648,836,861	円
負債総額	136,779,809	円
純資産総額( - )	1,512,057,052	円
発行済数量	285,277	П
1 単位当たり純資産額( / )	5,300	円

## T & Dダブルブル・ベア・シリーズ 9 (金・ダブルブル 9)

資産総額	53,535,882	円
負債総額	967,298	円
純資産総額( - )	52,568,584	円
発行済数量	3,440	П
1 単位当たり純資産額( / )	15,282	円

## T & Dダブルブル・ベア・シリーズ 9 (金・ダブルベア 9)

資産総額	7,799,996	円
負債総額	4,265	円
純資産総額( - )	7,795,731	円
発行済数量	1,370	П
1単位当たり純資産額( / )	5,690	円

## T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9(マネープールファンド9)

資産総額	944,949,569 円
負債総額	142,521,412 円
純資産総額( - )	802,428,157 円
発行済数量	80,211 🛚
1 単位当たり純資産額( / )	10,004 円

## (参考)マネーアカウントマザーファンド

資産総額	698,868,397	円
負債総額	166,998,497 F	円
純資産総額( - )	531,869,900 F	円
発行済数量	532,349,747 [	П
1 単位当たり純資産額( / )	0.9991 F	円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

- 1.名義書換についての手続、取扱場所等ありません。
- 2. 受益者に対する特典 ありません。
- 3. 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる 場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、 振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5.質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

## 1【委託会社等の概況】

## (1)資本金の額

2024年9月末日現在の資本金の額 11億円

会社が発行する株式の総数 2,294,100株 発行済株式総数 1,082,500株

過去5年間における主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

#### (2)会社の機構

#### 経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議 は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a . 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会(原則月1回開催)において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、 各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売 買が執行されます。

- c . 運用のチェック等
  - ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会 にて報告・審議が行われます。
  - ・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守の チェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2024年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託 の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を 行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行ってい ます。

委託会社の運用する証券投資信託は2024年9月末日現在、278本であり、その純資産総額の合計は 1,119,298百万円です(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額		
追加型株式投資信託	129 本	583,319 百万円		
単位型株式投資信託	98 本	372,943 百万円		
単位型公社債投資信託	51 本	163,035 百万円		
合計	278 本 1,119,298 百万円			

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」 (平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月4日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

# EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT&Dアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T&Dアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表 及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備 及び運用することが含まれる。 財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬に より発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を 与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断に よる。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、 財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査 報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続 企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で 求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# (1)【貸借対照表】

		前事業 (2023年 3 月		当事第 (2024年 3 月	美年度 月31日現在)
区分	注記 番号	内訳 ( 千円 )	金額 (千円)	内訳 ( 千円 )	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1 . 現金・預金			5,087,551		5,243,788
2.前払費用			75,321		84,385
3 . 未収入金			76,043		11
4 . 未収委託者報酬			691,691		786,210
5 . 未収運用受託報酬			354,878		372,799
6 . その他			24,468		28,389
流動資産計			6,309,954		6,515,585
固定資産					
1 . 有形固定資産			65,997		80,377
(1)建物	1	61,571		58,177	
(2)器具備品	1	4,335		22,132	
(3)その他	1	89		67	
2 . 無形固定資産			66,210		59,615
(1)電話加入権		2,862		2,862	
(2)ソフトウェア		59,829		51,914	
(3)ソフトウェア仮勘定		3,518		4,837	
3.投資その他の資産			471,050		377,814
(1)投資有価証券		161,600		73,082	
(2)長期差入保証金		90,675		94,383	
(3)繰延税金資産		205,341		201,452	
(4)長期前払費用		13,432		8,896	
固定資産計			603,258		517,807
資産合計			6,913,213		7,033,392

		前事業 (2023年3月		当事業 (2024年 3 月	
区分	注記番号	内訳 (千円)	金額(千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1.預り金			526		8,230
2 . 未払金			271,941		313,073
(1)未払収益分配金		2,477		2,477	
(2)未払償還金		2		2	
(3)未払手数料		219,122		253,964	
(4)その他未払金		50,339		56,629	
3 . 未払費用			399,233		383,553
4 . 未払法人税等			10,104		37,418
5 . 未払消費税等			34,659		47,112
6 . 賞与引当金			198,672		217,291
7.役員賞与引当金			6,500		9,000
流動負債計			921,637		1,015,679
固定負債					
1.退職給付引当金			459,728		458,579
2.役員退職慰労引当金			23,380		9,625
固定負債計			483,109		468,204
負債合計			1,404,746		1,483,883
(純資産の部)					
株主資本					
1.資本金			1,100,000		1,100,000
2.資本剰余金			277,667		277,667
(1)資本準備金		277,667		277,667	
3 . 利益剰余金			4,128,773		4,160,606
(1)利益準備金		175,000		175,000	
(2)その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		815,983		847,816	
株主資本計			5,506,441		5,538,274
評価・換算差額等					
1 . その他有価証券評価 差額金			2,025		11,234
評価・換算差額等計			2,025		11,234
—————————————————————————————————————			5,508,466		5,549,509
負債・純資産合計			6,913,213		7,033,392

# (2)【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)		(自 2023	美年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額(千円)	内訳 (千円)	金額(千円)
営業収益					
1 . 委託者報酬			3,589,974		3,815,873
2 . 運用受託報酬			1,352,459		1,371,210
3.投資助言報酬			10,000		10,000
4 . その他営業収益			26,574		30,018
営業収益計			4,979,008		5,227,102
営業費用					
1.支払手数料			1,214,944		1,314,653
2.広告宣伝費			380		449
3 . 調査費			1,531,036		1,462,653
(1)調査費		81,751		78,433	
(2)委託調査費		1,022,173		938,128	
(3)情報機器関連費		426,284		445,204	
(4)図書費		827	404 020	887	202 225
4 . 委託計算費 5 . 営業雑経費			194,939 94,488		202,225 87,513
」		8,024	94,400	8,752	67,513
(2)印刷費		76,071		68,725	
(3)協会費		5,634		5,403	
(4)諸会費		4,758		4,632	
営業費用計		.,	3,035,789	1,002	3,067,495
一般管理費			3,333,133		0,001,100
1 . 給料			1,187,234		1,182,195
(1)役員報酬		49,917		49,713	
(2)給料・手当		1,067,224		1,064,091	
(3)賞与		70,092		68,391	
2 . 法定福利費			194,915		202,434
3.退職金			3,999		3,089
4 . 福利厚生費			4,828		3,982
5.交際費			529		671
6 . 寄付金			79		21
7.旅費交通費			4,732		4,865
8.事務委託費			110,489		108,634
9.租税公課			78,199		75,603
10.不動産賃借料			156,478		156,478
11.退職給付費用			54,858		55,316
12.役員退職慰労引当金繰入			3,282		2,800
13. 賞与引当金繰入			198,672		217,291
14.役員賞与引当金繰入 15.固定資産減価償却費			6,500 29,715		9,000 34,022
15. 回足貝座/欧川川貝却貝			47,236		48,013
10. 頭紅貝   一般管理費計			2,081,750		2,104,422
営業利益又は営業損失( )			138,531		55,185

		•	美年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 ( 千円 )	金額 (千円)	内訳 ( 千円 )	金額 (千円)
営業外収益					
1 . 受取配当金			953		952
2 . 受取利息			34		31
3 . 為替差益			3,804		-
4.助成金収入			500		500
5 . 受取補償金			12,514		-
6.雑収入			2,537		590
営業外収益計			20,343		2,074
営業外費用					
1.為替差損			-		9,366
2 . 支払補償金			12,514		-
3.損失補填金			1,870		-
4.雑損失			676		171
営業外費用計			15,061		9,537
経常利益又は経常損失( )			133,248		47,722
特別利益					
1.投資有価証券売却益			337		12,192
特別利益計			337		12,192
特別損失					
1.固定資産除却損	1		50		251
2 . 投資有価証券評価損			15,870		-
3 . 投資有価証券売却損			184,477		2,551
特別損失計			200,397		2,802
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失( )			333,309		57,112
法人税、住民税及び事業税			73,742		25,455
法人税等調整額			8,130		175
当期純利益又は 当期純損失( )			251,436		31,832

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

			株	主	Ē	資	本	
		資本剰			利 益	剰 余	金	
	資本金	資本	資本	刊光	その他和	刊益剰余金	利益	株主資本
	212	準備金	剰余金 利益 <del> </del> 利益 合計 準備金		別途 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	合計
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,067,880	6,380,670	7,758,338
当期変動額								
剰余金の配当						2,000,460	2,000,460	2,000,460
当期純利益又は 当期純損失( )						251,436	251,436	251,436
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,251,896	2,251,896	2,251,896
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441

	評価・接	純資産	
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	合計
当期首残高	45,578	45,578	7,712,759
当期変動額			
剰余金の配当			2,000,460
当期純利益又は当期純損失 ( )			251,436
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)	47,604	47,604	47,604
当期变動額合計	47,604	47,604	2,204,292
当期末残高	2,025	2,025	5,508,466

(単位:千円)

		株		主	資		本	
		資本乗	削余 金	利 益 乗		剰 余	金	
	資本金	恣★	資本	利益	その他利益	益剰余金	利益	株主資本
	2111	資本 準備金	剰余金 合計	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	合計
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441
当期変動額								
当期純利益又は 当期純損失( )						31,832	31,832	31,832
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	31,832	31,832	31,832
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274

	評価・接		純資産
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	合計
当期首残高	2,025	2,025	5,508,466
当期变動額			
当期純利益又は当期純損失 ( )			31,832
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)	9,209	9,209	9,209
当期变動額合計	9,209	9,209	41,042
当期末残高	11,234	11,234	5,549,509

#### 重要な会計方針

#### 1.有価証券の評価基準及び評価方法

### (1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物3~50年器具備品2~15年その他8年

### (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間 (5年)に基づく定額法を採用しております。

## 3 . 引当金の計上基準

#### (1)賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (2)役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### (3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、期末要支 給額を計上しております。

#### (4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

#### (1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス 目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した 時点で収益として認識しております。

#### (2)運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。 運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功

報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

#### (3)投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

### 注記事項

## (貸借対照表関係)

	前事業年度 (2023年 3 月31日)			当事業年度 (2024年 3 月31日)		
1	有形固定資産の減価 建物 器具備品 その他	償却累計額 77,010千円 175,839千円 807千円	1	有形固定資産の源 建物 器具備品 その他	或価償却累計額 82,734千円 130,925千円 829千円	

## (損益計算書関係)

前事業年度	当事業年度		
(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日		
至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)		
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。		
器具備品 0千円	器具備品 9千円		
ソフトウェア 50千円	ソフトウェア 241千円		

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	-	-	1,082

## 2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2022年6月10日開催の第42期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1)配当金の総額2,000,460千円2)配当の原資利益剰余金3)1株当たり配当額1,848.00円4)基準日2022年3月31日5)効力発生日2022年6月13日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

#### 1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	-	-	1,082

#### 2.配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

#### (金融商品関係)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微です。

投資有価証券は、主に非上場株式及び投資信託です。非上場株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、 定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を 目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク(資金繰りリスク、信用リスク、価格変動リスク)の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

### 前事業年度(2023年3月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません((注1)参照)。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	131,400	131,400	-
資産計	131,400	131,400	-

(注1)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

## (注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	
現金・預金	5,087,551	-	-	
未収委託者報酬	691,691	-	-	
未収運用受託報酬	354,878	-	-	
投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	10,869	16,380	104,150	
合計	6,144,992	16,380	104,150	

### 当事業年度(2024年3月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません((注1)参照)。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	42,882	42,882	-
資産計	42,882	42,882	-

(注1)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月31 日)第 5 項に従い、(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

## (注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超
現金・預金	5,243,788	-	-
未収委託者報酬	786,210	-	-
未収運用受託報酬	372,799	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	30,063	12,819	-
合計	6,432,861	12,819	-

#### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の 算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に 係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## 前事業年度(2023年3月31日)

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	131,400	-	131,400
資産計	-	131,400	-	131,400

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

#### 当事業年度(2024年3月31日)

### (1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価			
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	42,882	-	42,882
資産計	-	42,882	-	42,882

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

## (有価証券関係)

### 前事業年度(2023年3月31日)

#### 1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は318,858千円であり、売却益の合計額は337千円、売却損の合計額は184,477千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原	(1)その他	107,336	102,994	4,342
価を超えるもの	小計	107,336	102,994	4,342
貸借対照表計上額が	(1)その他	24,063	25,487	1,423
取得原価を超えないもの	小計	24,063	25,487	1,423
合計		131,400	128,481	2,919

<sup>(\*)</sup> 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

## 2.減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について15,870千円(その他有価証券15,870千円)減損処理を行っております。

### 当事業年度(2024年3月31日)

### 1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は130,345千円であり、売却益の合計額は12,192千円、売却損の合計額は2,551千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原	(1)その他	37,430	20,089	17,340
価を超えるもの	小計	37,430	20,089	17,340
貸借対照表計上額が	(1)その他	5,451	6,599	1,147
取得原価を超えないもの	小計	5,451	6,599	1,147
合計		42,882	26,689	16,193

<sup>(\*)</sup> 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

#### 2.減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

## (収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1.委託者報酬 2.運用受託報酬 3.投資助言報酬 4.その他営業収益	3,589,974 1,352,459 10,000 26,574	1,371,210 10,000
合計	4,979,008	5,227,102

## 2 . 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

#### (退職給付関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

### 2.確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高467,064千円退職給付費用40,539千円退職給付の支払額47,875千円退職給付引当金の期末残高459,728千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u> 459,728千円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 459,728千円

退職給付引当金459,728千円貸借対照表に計上された負債と資産の純額459,728千円

#### (3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

45,387千円

(注)退職給付費用には株式会社 T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

## 3.確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額

9,470千円

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

#### 2.確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高459,728千円退職給付費用42,636千円退職給付の支払額43,785千円退職給付引当金の期末残高458,579千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

 退職一時金制度の退職給付債務
 458,579千円

 貸借対照表に計上された負債と資産の純額
 458,579千円

退職給付引当金458,579千円貸借対照表に計上された負債と資産の純額458,579千円

### (3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

46,017千円

(注)退職給付費用には株式会社 T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

### 3.確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額

9,299千円

# (税効果会計関係)

## 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>前事業年度</u> <u>(202</u> 3年 3 月31日)	<u>当事業年度</u> (2024年 3 月31日)
	 (単位:千円)	(単位:千円)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金(注1)	17,751	14,253
賞与引当金	60,833	66,534
未払社会保険料	9,919	11,064
未払事業税	2,392	4,994
退職給付引当金	147,927	143,364
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	15,061	15,061
その他	23,270	24,800
小計	277,157	280,072
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	12,451	14,201
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	58,469	59,459
評価性引当額小計	70,921	73,661
繰延税金資産計	206,235	206,411
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	893	4,958
繰延税金負債計	893	4,958
繰延税金資産の純額	205,341	201,452

(注1)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:千円)

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(*)	-	-	17,751	17,751
評価性引当額	-	-	12,451	12,451
繰延税金資産	-	-	5,300	5,300

- (\*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。
- (\*)税務上の繰越欠損金17,751千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産5,300千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

### 当事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(*)	-	-	14,253	14,253
評価性引当額	-	-	14,201	14,201
繰延税金資産	-	-	52	52

- (\*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。
- (\*) 税務上の繰越欠損金14,254千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産52千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。
- 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

### 前事業年度(2023年3月31日)

## 当事業年度(2024年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため注記を 省略しております。

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8 %
住民税均等割	4.0 %
評価性引当額の増減	4.7 %
所得税額控除	1.4 %
その他	0.7 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2 %

#### 3.グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

#### (セグメント情報等)

### 1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

## (1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2)地域ごとの情報

#### 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの 有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	588,525

#### 当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

#### (1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2)地域ごとの情報

#### 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの 有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	630,330

### (関連当事者との取引)

#### 1.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地		事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	㈱T&D ホ ー ル ディン グス	東京都中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算 制度に伴う 受領予定額 (*)	76,032	未収 入金	76,032

### (注)取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*) グループ通算制度に係る、親会社から授受する通算税効果額です。

## 当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名			事業の内 容又は職 業		関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホ ー ル ディン グス	東京都中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算 制度に伴う 支払予定額 (*)	124	未払金	124

#### (注)取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*)グループ通算制度による法人税額のうち当社の通算税効果額であり、親会社への支払予定額であります。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の 子会社	大同生命保険㈱	大阪市 西区	110,000	生命保険業	,	投資一任 契約の 締結	投資一任 契約(*)	556,407	未収 運用受 託報酬	146,724

## (注)取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*)投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

## 当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の 子会社	大同生命 保険㈱	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	ı	投資一任 契約の 締結	投資一任 契約(*)	589,853	未収 運用受 託報酬	161,495

## (注)取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*)投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

## 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1)親会社情報

株式会社T&Dホールディングス(東京証券取引所に上場)

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1 株当たり純資産額	5,088.65円	1 株当たり純資産額	5,126.56円
1株当たり当期純損失( )	232.27円	1 株当たり当期純利益	29.40円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期 ては、潜在株式調整後1株当たり当期純 また、潜在株式が存在しないため記載 ん。	損失であり、	なお、潜在株式調整後1株当たり当期では、潜在株式が存在しないため記載 ん。	
1 株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純損失( )(千円)	251,436	当期純利益 ( 千円 )	31,832
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る 当期純損失( )(千円)	251,436	普通株式に係る当期純利益(千円)	31,832
普通株主の期中平均株式数(千株)	1,082	普通株主の期中平均株式数(千株)	1,082

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

- 1.自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるお それがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- 2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- 3.通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法 人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と 密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、 5において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることそ の他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該 当する者をいいます。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 5.上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 追加型証券投資信託

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (インド・ダブルブル9)

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

#### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

#### 1. 基本方針

この信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

### (1) 投資対象

別に定める外国投資信託受益証券およびマネーアカウントマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① 別に定める外国投資信託を通じて、日々の基準価額の値動きがインドの株価指数である Nifty 50 指数の日々の騰落率の概ね 2 倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
- ② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
- ③ 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、別に定める 外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- ④ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等の指図は行いません。
- ⑤ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

## 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

#### 追加型証券投資信託

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (インド・ダブルブル9)

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
  - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
  - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 110 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。 ②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から2025年9月10日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

- 第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。 (当初の受益者)
- 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者と し、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に 帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については110口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数 を乗じた額とします。
  - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行)
- 第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。) の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
  - ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
  - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな 記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機 関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替 口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が 定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。
  - ② 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を 行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいま す。以下同じ。) は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、

- 1 口単位もしくは販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は1口につき1万円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める各投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第1項および第2項の規定にかかわらず、別に定める日ならびに2025年8月27日以降の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第34条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は当該取得申込の代金(第3項または第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。また、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消すことがあります。

## (受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合 には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みま す。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録 が行われるよう通知するものとします。
  - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が

異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したと きは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
    - イ. 有価証券
    - 口. 金銭債権
    - ハ. 約束手形
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

- 第 17 条 委託者は、信託金を、別に定める外国投資信託受益証券およびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネーアカウントマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。
  - 1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
  - 2. コマーシャル・ペーパー
  - 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、短期社債等への 投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び

投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図 を行います。

(信託業務の委託等)

- 第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
  - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
  - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
    - 1. 信託財産の保存にかかる業務
    - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行

為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。
  - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券および外国投資信託証券にかかる信託 契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金 等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

- 第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金の借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もし くは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有 価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
  - ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

- 第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申出があるとき は、受託者は資金の立替をすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第28条この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。
  - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から2024年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者 に提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
  - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

- 第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当 する金額および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負 担とし、信託財産中から支弁します。
  - ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産 の純資産総額に年 10,000 分の 84 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に 定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信 託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支 弁します。

(収益の分配方法)

- 第32条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - 1.配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、 当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税 等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした 後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金 として積み立てることができます。
  - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払)

- 第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
  - ② 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日 目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の 停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、支払開始日が遅延する場合があり

ます。

- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払は、販売会社の営業所等において 行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金 および一部解約金の支払は、委託者において行うものとします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 34 条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿 への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払に関する受託者の免責)

- 第 36 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 2 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 3 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

- 第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める1口の整数倍となる単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
  - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。 なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対 して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一 部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当 該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
  - ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益

権をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他や むを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に 行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請 求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の 基準価額の計算日(この計算日が別に定める日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約 の実行の請求を受付けることができる日とします。)に、一部解約の実行の請求を受付けたもの として第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の一部解約の実行の請求には制限を設ける場合があります。

#### (信託契約の解約)

- 第 38 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 5 万口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めた とき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、 信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす る旨を監督官庁に届出ます。
  - ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、 この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届出ます。
  - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
  - ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表 示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。ま た、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前 項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 39 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信 託契約を解約し信託を終了させます。
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 40 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違 反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者 は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が 受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受 益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)
- 第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信 託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいい ます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨 およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって 変更することができないものとします。
  - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属す

るときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
  - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
  - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

- 第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.tdasset.co.jp/
  - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この信託約 款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2023年9月8日

委託者 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号

T&Dアセットマネジメント株式会社

代表取締役 田中 義久

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

取締役社長 大山 一也

1. 約款第13条第4項の「別に定める各投資信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (インド・ダブルベア9)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (マネープールファンド9)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (インド・ダブルブル8)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (マネープールファンド8)

- 2. 運用の基本方針および約款第17条第1項の「別に定める外国投資信託」とは、次のものをいいます。 パッシム・トラスト- インディア2x ブル・ファンド - クラスE証券
- 3. 約款第13条第5項、第37条第1項および第6項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。
  - ・シンガポール、インドの各証券取引所の休業日
  - ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

# 追加型証券投資信託

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (インド・ダブルベア9)

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

#### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

## 1. 基本方針

この信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

## (1) 投資対象

別に定める外国投資信託受益証券およびマネーアカウントマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① 別に定める外国投資信託を通じて、日々の基準価額の値動きがインドの株価指数である Nifty 50 指数の日々の騰落率の概ね 2 倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。
- ② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
- ③ 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、別に定める 外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- ④ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等の指図は行いません。
- ⑤ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

# 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

#### 追加型証券投資信託

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (インド・ダブルベア9)

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
  - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
  - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 110 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けま す。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。 ②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から2025年9月10日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

- 第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。 (当初の受益者)
- 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者と し、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に 帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 110 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数 を乗じた額とします。
  - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行)
- 第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。) の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
  - ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
  - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな 記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機 関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替 口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が 定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。
  - ② 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を 行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいま す。以下同じ。) は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、

- 1 口単位もしくは販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は1口につき1万円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める各投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第1項および第2項の規定にかかわらず、別に定める日ならびに2025年8月27日以降の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第34条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は当該取得申込の代金(第3項または第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。また、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消すことがあります。

## (受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合 には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みま す。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録 が行われるよう通知するものとします。
  - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が

異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したと きは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
    - イ. 有価証券
    - 口. 金銭債権
    - ハ. 約束手形
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

- 第 17 条 委託者は、信託金を、別に定める外国投資信託受益証券およびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネーアカウントマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。
  - 1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
  - 2. コマーシャル・ペーパー
  - 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、短期社債等への 投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び

投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図 を行います。

(信託業務の委託等)

- 第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
  - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
  - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
    - 1. 信託財産の保存にかかる業務
    - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行

為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。
  - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券および外国投資信託証券にかかる信託 契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金 等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

- 第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金の借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もし くは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有 価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
  - ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

- 第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申出があるとき は、受託者は資金の立替をすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第28条この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。
  - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から2024年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者 に提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
  - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

- 第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当 する金額および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負 担とし、信託財産中から支弁します。
  - ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産 の純資産総額に年 10,000 分の 84 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に 定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信 託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支 弁します。

(収益の分配方法)

- 第32条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - 1.配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、 当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税 等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした 後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金 として積み立てることができます。
  - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払)

- 第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
  - ② 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日 目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の 停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、支払開始日が遅延する場合があり

ます。

- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払は、販売会社の営業所等において 行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金 および一部解約金の支払は、委託者において行うものとします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 34 条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿 への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払に関する受託者の免責)

- 第 36 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 2 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 3 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

- 第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める1口の整数倍となる単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
  - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。 なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対 して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一 部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当 該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
  - ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益

権をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他や むを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に 行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請 求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の 基準価額の計算日(この計算日が別に定める日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約 の実行の請求を受付けることができる日とします。)に、一部解約の実行の請求を受付けたもの として第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の一部解約の実行の請求には制限を設ける場合があります。

#### (信託契約の解約)

- 第 38 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 5 万口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めた とき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、 信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす る旨を監督官庁に届出ます。
  - ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、 この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届出ます。
  - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
  - ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表 示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。ま た、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前 項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 39 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信 託契約を解約し信託を終了させます。
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 40 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違 反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者 は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が 受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受 益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)
- 第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信 託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいい ます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨 およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって 変更することができないものとします。
  - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属す

るときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
  - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
  - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

- 第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.tdasset.co.jp/
  - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この信託約 款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2023年9月8日

委託者 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号

T&Dアセットマネジメント株式会社

代表取締役 田中 義久

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

取締役社長 大山 一也

1. 約款第13条第4項の「別に定める各投資信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (インド・ダブルブル9)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (マネープールファンド9)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (インド・ダブルベア8)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (マネープールファンド8)

- 2. 運用の基本方針および約款第17条第1項の「別に定める外国投資信託」とは、次のものをいいます。 パッシム・トラスト- インディア2x ベア・ファンド - クラスE証券
- 3. 約款第13条第5項、第37条第1項および第6項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。
  - ・シンガポール、インドの各証券取引所の休業日
  - ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

# 追加型証券投資信託

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (中国・ダブルブル9)

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

#### 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

## 1. 基本方針

この信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

## (1) 投資対象

別に定める外国投資信託受益証券およびマネーアカウントマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① 別に定める外国投資信託を通じて、日々の基準価額の値動きが中国の株価指数であるハンセン中国 企業株指数 (H 株指数) の日々の騰落率の概ね 2 倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
- ② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
- ③ 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、別に定める外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- ④ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等の指図は行いません。
- ⑤ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

# 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

#### 追加型証券投資信託

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (中国・ダブルブル9)

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
  - ② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
  - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 110 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けま す。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。 ②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から2025年9月10日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

- 第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。 (当初の受益者)
- 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者と し、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に 帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については110口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数 を乗じた額とします。
  - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行)
- 第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。) の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
  - ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
  - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな 記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機 関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替 口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が 定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。
  - ② 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を 行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいま す。以下同じ。) は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、

- 1 口単位もしくは販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は1口につき1万円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める各投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第1項および第2項の規定にかかわらず、別に定める日ならびに2025年8月27日以降の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第34条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は当該取得申込の代金(第3項または第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。また、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消すことがあります。

## (受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合 には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みま す。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録 が行われるよう通知するものとします。
  - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が

異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したと きは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
    - イ. 有価証券
    - 口. 金銭債権
    - ハ. 約束手形
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

- 第 17 条 委託者は、信託金を、別に定める外国投資信託受益証券およびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネーアカウントマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。
  - 1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
  - 2. コマーシャル・ペーパー
  - 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、短期社債等への 投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び

投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図 を行います。

(信託業務の委託等)

- 第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
  - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
  - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
    - 1. 信託財産の保存にかかる業務
    - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行

為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。
  - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券および外国投資信託証券にかかる信託 契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金 等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

- 第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金の借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もし くは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有 価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
  - ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

- 第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申出があるとき は、受託者は資金の立替をすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第28条この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。
  - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から2024年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者 に提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
  - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

- 第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当 する金額および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負 担とし、信託財産中から支弁します。
  - ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産 の純資産総額に年 10,000 分の 84 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に 定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信 託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支 弁します。

(収益の分配方法)

- 第32条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - 1.配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、 当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税 等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした 後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金 として積み立てることができます。
  - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払)

- 第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
  - ② 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日 目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の 停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、支払開始日が遅延する場合があり

ます。

- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払は、販売会社の営業所等において 行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金 および一部解約金の支払は、委託者において行うものとします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 34 条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿 への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払に関する受託者の免責)

- 第 36 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 2 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 3 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

- 第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める1口の整数倍となる単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
  - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。 なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対 して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一 部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当 該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
  - ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益

権をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他や むを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に 行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請 求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の 基準価額の計算日(この計算日が別に定める日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約 の実行の請求を受付けることができる日とします。)に、一部解約の実行の請求を受付けたもの として第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の一部解約の実行の請求には制限を設ける場合があります。

#### (信託契約の解約)

- 第 38 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 5 万口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めた とき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、 信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす る旨を監督官庁に届出ます。
  - ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、 この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届出ます。
  - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
  - ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表 示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。ま た、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前 項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 39 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信 託契約を解約し信託を終了させます。
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 40 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違 反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者 は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が 受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受 益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)
- 第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信 託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいい ます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨 およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって 変更することができないものとします。
  - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属す

るときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
  - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
  - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

- 第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.tdasset.co.jp/
  - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この信託約 款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2023年9月8日

委託者 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号

T&Dアセットマネジメント株式会社

代表取締役 田中 義久

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

取締役社長 大山 一也

1. 約款第13条第4項の「別に定める各投資信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (中国・ダブルベア9)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (マネープールファンド9)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (中国・ダブルブル8)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (マネープールファンド8)

- 2. 運用の基本方針および約款第17条第1項の「別に定める外国投資信託」とは、次のものをいいます。 パッシム・トラスト- チャイナ2x ブル・ファンド - クラスE証券
- 3. 約款第13条第5項、第37条第1項および第6項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。
  - ・香港の証券取引所の休業日(半休日を含む)
  - ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

# 追加型証券投資信託

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (中国・ダブルベア9)

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

#### 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

#### 1. 基本方針

この信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

# (1) 投資対象

別に定める外国投資信託受益証券およびマネーアカウントマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① 別に定める外国投資信託を通じて、日々の基準価額の値動きが中国の株価指数であるハンセン中国 企業株指数 (H 株指数)の日々の騰落率の概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行いま す。
- ② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
- ③ 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、別に定める外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- ④ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等の指図は行いません。
- ⑤ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

# 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

#### 追加型証券投資信託

# T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (中国·ダブルベア9)

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
  - ② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
  - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 110 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けま す。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。 ②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から2025年9月10日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

- 第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。 (当初の受益者)
- 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者と し、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に 帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については110口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数 を乗じた額とします。
  - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行)
- 第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。) の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
  - ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
  - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな 記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機 関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替 口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が 定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。
  - ② 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を 行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいま す。以下同じ。) は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、

- 1 口単位もしくは販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は1口につき1万円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める各投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第1項および第2項の規定にかかわらず、別に定める日ならびに2025年8月27日以降の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第34条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は当該取得申込の代金(第3項または第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。また、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消すことがあります。

# (受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合 には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みま す。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録 が行われるよう通知するものとします。
  - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が

異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したと きは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
    - イ. 有価証券
    - 口. 金銭債権
    - ハ. 約束手形
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

- 第 17 条 委託者は、信託金を、別に定める外国投資信託受益証券およびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネーアカウントマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。
  - 1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
  - 2. コマーシャル・ペーパー
  - 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、短期社債等への 投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び

投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図 を行います。

(信託業務の委託等)

- 第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
  - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
  - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
    - 1. 信託財産の保存にかかる業務
    - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行

為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。
  - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券および外国投資信託証券にかかる信託 契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金 等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

- 第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金の借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もし くは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有 価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
  - ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

- 第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申出があるとき は、受託者は資金の立替をすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第28条この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。
  - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から2024年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者 に提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
  - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

- 第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当 する金額および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負 担とし、信託財産中から支弁します。
  - ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産 の純資産総額に年 10,000 分の 84 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に 定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信 託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支 弁します。

(収益の分配方法)

- 第32条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - 1.配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、 当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税 等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした 後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金 として積み立てることができます。
  - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払)

- 第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
  - ② 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日 目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の 停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、支払開始日が遅延する場合があり

ます。

- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払は、販売会社の営業所等において 行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金 および一部解約金の支払は、委託者において行うものとします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 34 条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿 への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払に関する受託者の免責)

- 第 36 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 2 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 3 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

- 第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める1口の整数倍となる単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
  - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。 なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対 して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一 部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当 該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
  - ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益

権をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他や むを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に 行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請 求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の 基準価額の計算日(この計算日が別に定める日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約 の実行の請求を受付けることができる日とします。)に、一部解約の実行の請求を受付けたもの として第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の一部解約の実行の請求には制限を設ける場合があります。

#### (信託契約の解約)

- 第 38 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 5 万口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めた とき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、 信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす る旨を監督官庁に届出ます。
  - ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、 この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届出ます。
  - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
  - ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表 示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。ま た、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前 項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 39 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信 託契約を解約し信託を終了させます。
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 40 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違 反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者 は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が 受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受 益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)
- 第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信 託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいい ます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨 およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって 変更することができないものとします。
  - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属す

るときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
  - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
  - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

- 第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.tdasset.co.jp/
  - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この信託約 款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2023年9月8日

委託者 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号

T&Dアセットマネジメント株式会社

代表取締役 田中 義久

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

取締役社長 大山 一也

1. 約款第13条第4項の「別に定める各投資信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (中国・ダブルブル9)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (マネープールファンド9)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (中国・ダブルベア8)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (マネープールファンド8)

- 2. 運用の基本方針および約款第17条第1項の「別に定める外国投資信託」とは、次のものをいいます。 パッシム・トラスト- チャイナ2x ベア・ファンド - クラスE証券
- 3. 約款第13条第5項、第37条第1項および第6項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。
  - ・香港の証券取引所の休業日(半休日を含む)
  - ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

# 追加型証券投資信託

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (ナスダック100・ダブルブル9)

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

#### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

#### 1. 基本方針

この信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

# (1) 投資対象

別に定める外国投資信託受益証券およびマネーアカウントマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① 別に定める外国投資信託を通じて、日々の基準価額の値動きが米国の株価指数であるナスダック 100 指数における円ベースでの日々の騰落率の概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
- ② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、別に定める 外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- ④ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

# (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等の指図は行いません。
- ⑤ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

# 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

#### 追加型証券投資信託

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ 9 (ナスダック 100・ダブルブル 9)

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
  - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
  - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 110 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。 ②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条この信託の期間は、信託契約締結日から2025年9月10日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

- 第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。 (当初の受益者)
- 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者と し、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に 帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については110口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数 を乗じた額とします。
  - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行)
- 第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。) の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
  - ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
  - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな 記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機 関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替 口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が 定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。
  - ② 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を 行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいま す。以下同じ。) は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、

- 1 口単位もしくは販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は1口につき1万円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める各投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第1項および第2項の規定にかかわらず、別に定める日ならびに2025年8月27日以降の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第34条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は当該取得申込の代金(第3項または第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。また、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消すことがあります。

# (受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合 には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みま す。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録 が行われるよう通知するものとします。
  - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が

異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したと きは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
    - イ. 有価証券
    - 口. 金銭債権
    - ハ. 約束手形
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

- 第 17 条 委託者は、信託金を、別に定める外国投資信託受益証券およびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネーアカウントマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。
  - 1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
  - 2. コマーシャル・ペーパー
  - 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、短期社債等への 投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び

投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図 を行います。

(信託業務の委託等)

- 第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
  - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
  - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
    - 1. 信託財産の保存にかかる業務
    - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行

為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。
  - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券および外国投資信託証券にかかる信託 契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金 等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

- 第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金の借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もし くは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有 価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
  - ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

- 第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申出があるとき は、受託者は資金の立替をすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第28条この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。
  - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から2024年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者 に提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
  - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

- 第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当 する金額および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負 担とし、信託財産中から支弁します。
  - ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産 の純資産総額に年 10,000 分の 94 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に 定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信 託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支 弁します。

(収益の分配方法)

- 第32条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - 1.配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、 当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税 等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした 後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金 として積み立てることができます。
  - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払)

- 第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
  - ② 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日 目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の 停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、支払開始日が遅延する場合があり

ます。

- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払は、販売会社の営業所等において 行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金 および一部解約金の支払は、委託者において行うものとします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 34 条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿 への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払に関する受託者の免責)

- 第 36 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 2 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 3 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

- 第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める1口の整数倍となる単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
  - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。 なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対 して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一 部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当 該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
  - ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益

権をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他や むを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に 行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請 求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の 基準価額の計算日(この計算日が別に定める日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約 の実行の請求を受付けることができる日とします。)に、一部解約の実行の請求を受付けたもの として第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の一部解約の実行の請求には制限を設ける場合があります。

### (信託契約の解約)

- 第 38 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 5 万口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めた とき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、 信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす る旨を監督官庁に届出ます。
  - ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、 この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届出ます。
  - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
  - ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表 示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。ま た、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前 項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 39 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信 託契約を解約し信託を終了させます。
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 40 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違 反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者 は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が 受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受 益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)
- 第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信 託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいい ます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨 およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって 変更することができないものとします。
  - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属す

るときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことは できません。
  - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
  - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

- 第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.tdasset.co.jp/
  - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この信託約 款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2023年9月8日

委託者 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号

T&Dアセットマネジメント株式会社

代表取締役 田中 義久

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

取締役社長 大山 一也

1. 約款第13条第4項の「別に定める各投資信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (ナスダック 100・ダブルベア9)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (マネープールファンド9)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (ナスダック 100・ダブルブル8)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (マネープールファンド8)

- 2. 運用の基本方針および約款第17条第1項の「別に定める外国投資信託」とは、次のものをいいます。 パッシム・トラスト- US テクノロジー2x ブル・ファンド - クラスE 証券
- 3. 約款第13条第5項、第37条第1項および第6項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。
  - ・ニューヨークの証券取引所の休業日
  - ・ロンドン、香港、シンガポール、ニューヨークの各銀行の休業日
  - ・「香港、シンガポールの各銀行の休業日」の前営業日

# 追加型証券投資信託

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (ナスダック100・ダブルベア9)

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

### (1) 投資対象

別に定める外国投資信託受益証券およびマネーアカウントマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

### (2) 投資態度

- ① 別に定める外国投資信託を通じて、日々の基準価額の値動きが米国の株価指数であるナスダック 100 指数における円ベースでの日々の騰落率の概ね 2 倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。
- ② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、別に定める外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- ④ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等の指図は行いません。
- ⑤ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

## 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

## 追加型証券投資信託

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (ナスダック 100・ダブルベア9)

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住 友信託銀行株式会社を受託者とします。
  - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
  - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 110 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。 ②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から2025年9月10日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

- 第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。 (当初の受益者)
- 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者と し、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に 帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 110 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数 を乗じた額とします。
  - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行)
- 第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。) の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
  - ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
  - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな 記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機 関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替 口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が 定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。
  - ② 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を 行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいま す。以下同じ。) は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、

- 1 口単位もしくは販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は1口につき1万円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める各投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第1項および第2項の規定にかかわらず、別に定める日ならびに2025年8月27日以降の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第34条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は当該取得申込の代金(第3項または第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。また、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消すことがあります。

### (受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合 には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みま す。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録 が行われるよう通知するものとします。
  - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が

異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したと きは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
    - イ. 有価証券
    - 口. 金銭債権
    - ハ. 約束手形
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

- 第 17 条 委託者は、信託金を、別に定める外国投資信託受益証券およびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネーアカウントマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。
  - 1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
  - 2. コマーシャル・ペーパー
  - 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、短期社債等への 投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び

投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図 を行います。

(信託業務の委託等)

- 第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
  - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
  - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
    - 1. 信託財産の保存にかかる業務
    - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行

為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。
  - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券および外国投資信託証券にかかる信託 契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金 等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

- 第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金の借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もし くは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有 価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
  - ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

- 第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申出があるとき は、受託者は資金の立替をすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第28条この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。
  - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から2024年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者 に提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
  - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

- 第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当 する金額および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負 担とし、信託財産中から支弁します。
  - ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産 の純資産総額に年 10,000 分の 94 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に 定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信 託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支 弁します。

(収益の分配方法)

- 第32条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - 1.配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、 当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税 等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした 後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金 として積み立てることができます。
  - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払)

- 第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
  - ② 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日 目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の 停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、支払開始日が遅延する場合があり

ます。

- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払は、販売会社の営業所等において 行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金 および一部解約金の支払は、委託者において行うものとします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 34 条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿 への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払に関する受託者の免責)

- 第 36 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 2 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 3 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

- 第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める1口の整数倍となる単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
  - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。 なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対 して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一 部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当 該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
  - ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益

権をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他や むを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に 行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請 求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の 基準価額の計算日(この計算日が別に定める日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約 の実行の請求を受付けることができる日とします。)に、一部解約の実行の請求を受付けたもの として第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の一部解約の実行の請求には制限を設ける場合があります。

### (信託契約の解約)

- 第 38 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 5 万口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めた とき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、 信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす る旨を監督官庁に届出ます。
  - ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、 この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届出ます。
  - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
  - ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表 示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。ま た、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前 項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 39 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信 託契約を解約し信託を終了させます。
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 40 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違 反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者 は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が 受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受 益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)
- 第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信 託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいい ます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨 およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって 変更することができないものとします。
  - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属す

るときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことは できません。
  - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
  - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

- 第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.tdasset.co.jp/
  - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この信託約 款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2023年9月8日

委託者 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号

T&Dアセットマネジメント株式会社

代表取締役 田中 義久

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

取締役社長 大山 一也

1. 約款第13条第4項の「別に定める各投資信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (ナスダック 100・ダブルブル9)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (マネープールファンド9)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (ナスダック 100・ダブルベア8)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (マネープールファンド8)

- 2. 運用の基本方針および約款第17条第1項の「別に定める外国投資信託」とは、次のものをいいます。 パッシム・トラスト- US テクノロジー2x ベア・ファンド - クラスE 証券
- 3. 約款第13条第5項、第37条第1項および第6項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。
  - ・ニューヨークの証券取引所の休業日
  - ・ロンドン、香港、シンガポール、ニューヨークの各銀行の休業日
  - ・「香港、シンガポールの各銀行の休業日」の前営業日

# 追加型証券投資信託

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (金・ダブルブル9)

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

#### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

### (1) 投資対象

別に定める外国投資信託受益証券およびマネーアカウントマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

### (2) 投資態度

- ① 別に定める外国投資信託を通じて、日々の基準価額の値動きが香港証券取引所上場の代表的な金E TFであるSPDR・ゴールド・シェアの日々の騰落率の概ね 2 倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
- ② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
- ③ 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、別に定める外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- ④ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等の指図は行いません。
- ⑤ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

## 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

### 追加型証券投資信託

### T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (金·ダブルブル9)

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
  - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
  - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 110 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。 ②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から2025年9月10日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

- 第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。 (当初の受益者)
- 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者と し、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に 帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については110口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数 を乗じた額とします。
  - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行)
- 第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。) の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
  - ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
  - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな 記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機 関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替 口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が 定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。
  - ② 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を 行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいま す。以下同じ。) は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、

- 1 口単位もしくは販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は1口につき1万円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める各投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第1項および第2項の規定にかかわらず、別に定める日ならびに2025年8月27日以降の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第34条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は当該取得申込の代金(第3項または第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。また、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消すことがあります。

### (受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合 には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みま す。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録 が行われるよう通知するものとします。
  - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が

異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したと きは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
    - イ. 有価証券
    - 口. 金銭債権
    - ハ. 約束手形
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

- 第 17 条 委託者は、信託金を、別に定める外国投資信託受益証券およびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネーアカウントマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。
  - 1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
  - 2. コマーシャル・ペーパー
  - 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、短期社債等への 投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び

投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図 を行います。

(信託業務の委託等)

- 第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
  - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
  - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
    - 1. 信託財産の保存にかかる業務
    - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行

為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。
  - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券および外国投資信託証券にかかる信託 契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金 等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

- 第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金の借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もし くは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有 価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
  - ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

- 第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申出があるとき は、受託者は資金の立替をすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第28条この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。
  - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から2024年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者 に提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
  - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

- 第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当 する金額および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負 担とし、信託財産中から支弁します。
  - ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産 の純資産総額に年 10,000 分の 84 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に 定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信 託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支 弁します。

(収益の分配方法)

- 第32条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - 1.配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、 当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税 等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした 後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金 として積み立てることができます。
  - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払)

- 第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
  - ② 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日 目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の 停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、支払開始日が遅延する場合があり

ます。

- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払は、販売会社の営業所等において 行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金 および一部解約金の支払は、委託者において行うものとします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 34 条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿 への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払に関する受託者の免責)

- 第 36 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 2 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 3 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

- 第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める1口の整数倍となる単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
  - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。 なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対 して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一 部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当 該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
  - ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益

権をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他や むを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に 行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請 求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の 基準価額の計算日(この計算日が別に定める日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約 の実行の請求を受付けることができる日とします。)に、一部解約の実行の請求を受付けたもの として第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の一部解約の実行の請求には制限を設ける場合があります。

#### (信託契約の解約)

- 第 38 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 5 万口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めた とき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、 信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす る旨を監督官庁に届出ます。
  - ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、 この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届出ます。
  - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
  - ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表 示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。ま た、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前 項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 39 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信 託契約を解約し信託を終了させます。
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 40 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違 反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者 は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が 受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受 益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)
- 第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信 託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいい ます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨 およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって 変更することができないものとします。
  - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属す

るときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
  - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
  - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

- 第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.tdasset.co.jp/
  - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この信託約 款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2023年9月8日

委託者 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号

T&Dアセットマネジメント株式会社

代表取締役 田中 義久

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

取締役社長 大山 一也

1. 約款第13条第4項の「別に定める各投資信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (金・ダブルベア9)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (マネープールファンド9)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (金・ダブルブル8)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (マネープールファンド8)

- 2. 運用の基本方針および約款第17条第1項の「別に定める外国投資信託」とは、次のものをいいます。 パッシム・トラスト- ゴールド2x ブル・ファンド - クラスE証券
- 3. 約款第13条第5項、第37条第1項および第6項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。
  - ・香港、ニューヨークの各証券取引所の休業日(香港の半休日を含む)
  - ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

## 追加型証券投資信託

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (金・ダブルベア9)

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

#### 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

## 1. 基本方針

この信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

## (1) 投資対象

別に定める外国投資信託受益証券およびマネーアカウントマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① 別に定める外国投資信託を通じて、日々の基準価額の値動きが香港証券取引所上場の代表的な金E TFであるSPDR・ゴールド・シェアの日々の騰落率の概ね 2 倍程度反対となる投資成果を目指し て運用を行います。
- ② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
- ③ 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、別に定める外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- ④ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等の指図は行いません。
- ⑤ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

## 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

#### 追加型証券投資信託

## T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (金·ダブルベア9)

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
  - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
  - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 110 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。 ②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から2025年9月10日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

- 第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。 (当初の受益者)
- 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者と し、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に 帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については110口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数 を乗じた額とします。
  - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行)
- 第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。) の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
  - ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
  - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな 記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機 関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替 口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が 定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。
  - ② 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を 行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいま す。以下同じ。) は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、

- 1 口単位もしくは販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は1口につき1万円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める各投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第1項および第2項の規定にかかわらず、別に定める日ならびに2025年8月27日以降の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第1項および第2項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第34条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は当該取得申込の代金(第3項または第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。また、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消すことがあります。

## (受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合 には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みま す。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録 が行われるよう通知するものとします。
  - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が

異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したと きは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
    - イ. 有価証券
    - 口. 金銭債権
    - ハ. 約束手形
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

- 第 17 条 委託者は、信託金を、別に定める外国投資信託受益証券およびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネーアカウントマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。
  - 1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
  - 2. コマーシャル・ペーパー
  - 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、短期社債等への 投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び

投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図 を行います。

(信託業務の委託等)

- 第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
  - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
  - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
    - 1. 信託財産の保存にかかる業務
    - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行

為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。
  - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券および外国投資信託証券にかかる信託 契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金 等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

- 第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金の借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もし くは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有 価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
  - ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

- 第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申出があるとき は、受託者は資金の立替をすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第28条この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。
  - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から2024年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者 に提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
  - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

- 第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当 する金額および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負 担とし、信託財産中から支弁します。
  - ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産 の純資産総額に年 10,000 分の 84 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に 定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信 託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支 弁します。

(収益の分配方法)

- 第32条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - 1.配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、 当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税 等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした 後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金 として積み立てることができます。
  - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払)

- 第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
  - ② 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日 目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の 停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、支払開始日が遅延する場合があり

ます。

- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払は、販売会社の営業所等において 行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金 および一部解約金の支払は、委託者において行うものとします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 34 条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿 への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払に関する受託者の免責)

- 第 36 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 2 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 3 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

- 第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める1口の整数倍となる単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
  - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。 なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対 して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一 部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当 該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
  - ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益

権をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他や むを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に 行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請 求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の 基準価額の計算日(この計算日が別に定める日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約 の実行の請求を受付けることができる日とします。)に、一部解約の実行の請求を受付けたもの として第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の一部解約の実行の請求には制限を設ける場合があります。

#### (信託契約の解約)

- 第 38 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 5 万口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めた とき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、 信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす る旨を監督官庁に届出ます。
  - ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、 この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約 しようとする旨を監督官庁に届出ます。
  - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
  - ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表 示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。ま た、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前 項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 39 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信 託契約を解約し信託を終了させます。
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 40 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違 反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者 は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が 受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受 益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)
- 第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信 託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいい ます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨 およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって 変更することができないものとします。
  - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属す

るときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
  - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
  - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

- 第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.tdasset.co.jp/
  - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この信託約 款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2023年9月8日

委託者 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号

T&Dアセットマネジメント株式会社

代表取締役 田中 義久

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

取締役社長 大山 一也

1. 約款第13条第4項の「別に定める各投資信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (金・ダブルブル9)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (マネープールファンド9)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (金・ダブルベア8)

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (マネープールファンド8)

- 2. 運用の基本方針および約款第17条第1項の「別に定める外国投資信託」とは、次のものをいいます。 パッシム・トラスト- ゴールド2x ベア・ファンド - クラスE証券
- 3. 約款第13条第5項、第37条第1項および第6項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。
  - ・香港、ニューヨークの各証券取引所の休業日(香港の半休日を含む)
  - ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

# 追加型証券投資信託

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (マネープールファンド9)

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

#### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

#### 1. 基本方針

この信託は、安定した収益の確保を図ることを目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

## (1) 投資対象

マネーアカウントマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目指して運用を行います。
- ② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に 限ります。)を行使したものに限り、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等は、信託約款の範囲内で行います。
- ⑤ 委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

## 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

## 追加型証券投資信託

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (マネープールファンド9)

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住 友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。 (信託事務の委託)
- 第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 25 条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
  - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

- 第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。 (信託金の限度額)
- 第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
  - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2025 年 9 月 10 日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

- 第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。 (当初の受益者)
- 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者と し、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に 帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数にそれぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数

を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行)
- 第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。) の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
  - ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
  - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな 記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機 関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替 口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が 定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。
  - ② 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める投資信託の受益者が当該 投資信託の受益権の一部解約金の手取金をもって、この信託にかかる受益権の取得の申込をした 当該申込者に対し、委託者が定める1口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることが できるものとします。
  - ③ 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を

行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもって、この信託にかかる受益権の取得の申込をした当該申込者に対し、販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める 1 口の整数倍となる単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 第2項および第3項に規定する別に定める投資信託の受益者が、当該投資信託の受益権の換金の 手取金をもって取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額としま す。
- ⑥ 第1項から第3項の規定にかかわらず、2025年8月27日以降は、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑦ 第1項から第3項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第39条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は当該取得申込の代金(第4項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。また、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消すことがあります。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載ま たは記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合 には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みま す。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録 が行われるよう通知するものとします。
  - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が 異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したと

きは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、 約款第23条に定めるものに限ります。)
    - ハ. 金銭債権
    - 二. 約束手形
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

- 第 17 条 委託者は、信託金を、主としてT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友 信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネーアカウントマザーファンド(以下「マザーフ ァンド」といいます。) 受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定によ り有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。
  - 1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
  - 2. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 3. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  - 4. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。) の行使により取得した株券
  - 5. コマーシャル・ペーパー
  - 6. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) およ び新株予約権証券
  - 7. 投資信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - 8. 投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

- 9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
- 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信 託の受益証券に表示されるべきもの
- 13. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 14. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 15. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第4号の証券または証書ならびに第9号の証券または証書のうち第4号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第3号の証券ならびに第9号の証券または証書のうち第1号から第3号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第7号および第8号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形
  - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の 時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得 た額をいいます。
- ⑤ デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託者が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び

投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条および第28条から第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条および第28条から第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図 を行います。

(投資する株式の範囲)

第 20 条 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、わが国の金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。) されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第 21 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する 当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額 の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券または当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第 22 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価 総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の 時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の 時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新 株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

## (先物取引等の指図範囲)

- 第 23 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項 第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項 第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類 似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて 取扱うものとします(以下同じ。)。
  - ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならび に外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の 各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

#### (信託業務の委託等)

- 第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
  - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行

- う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める 者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
  - 1. 信託財産の保存にかかる業務
  - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 26 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 27 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。
  - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 29 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有 価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金および その他の収入金を再投資することの指図ができます。 (資金の借入)

- 第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金の借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もし くは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有 価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
  - ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

- 第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替をすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第33条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとします。
  - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から2024年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に 提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。
  - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
  - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはで

きないものとします。

(信託事務の諸費用)

- 第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、当該諸費用にかかる消費税および地 方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利 息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
  - ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 36 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 55 以内の率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

ただし、今後の金融情勢により、設定日の翌月以降の前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間に日本銀行が公表したコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート(以下「コールレート」といいます。)に応じた次に掲げる率として見直す場合があります。なお、月中において、日々日本銀行が公表したコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。

コールレートが 0.65%以上のとき 年 10,000 分の 55 コールレートが 0.4%以上 0.65%未満のとき 年 10,000 分の 30 コールレートが 0.4%未満のとき 年 10,000 分の 15 以内

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信 託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支 弁します。

(収益の分配方法)

- 第37条信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払)

- 第 38 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
  - ② 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 一部解約金は、第42条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、支払開始日が遅延する場合があります。
  - ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払は、販売会社の営業所等において 行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金 および一部解約金の支払は、委託者において行うものとします。
  - ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 39 条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿 への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金、償還金の時効)

第 40 条 受益者が、収益分配金について第 38 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 38 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託

者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払に関する受託者の免責)

- 第 41 条 受託者は、収益分配金については第 38 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 38 条第 2 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 38 条第 3 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

- 第 42 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める1口の整数倍となる単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
  - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。 なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対 して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一 部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当 該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
  - ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
  - ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
  - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に 行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請 求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の 基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算さ れた価額とします。
  - ⑦ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の一部解約の実行の請求には制限を設ける場合があります。

(信託契約の解約)

- 第 43 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
  - ② 別に定める投資信託がすべてその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表 示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。ま た、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前 項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 44 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信 託契約を解約し信託を終了させます。
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 48 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 45 条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 46 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 47 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違 反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者 は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が 受託者を解任した場合、委託者は、第 48 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受 益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)
- 第 48 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信 託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいい ます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨 およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって 変更することができないものとします。
  - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
  - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
  - ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときには適用しません。
  - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当 該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 49 条 受益者が第 42 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 43 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第 50 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことは できません。
  - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第 51 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
  - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

- 第 52 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.tdasset.co.jp/
  - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 53 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この信託約 款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 54 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2023年9月8日

委託者 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号

T&Dアセットマネジメント株式会社

代表取締役 田中 義久

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

取締役社長 大山 一也

#### (付表)

約款第13条第2項、第3項、第5項および第43条第2項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (インド・ダブルブル9) T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (インド・ダブルベア9) 追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (中国・ダブルブル9) 追加型証券投資信託 追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (中国・ダブルベア9) 追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (ナスダック 100・ダブルブル9) T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (ナスダック 100・ダブルベア9) 追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (金・ダブルブル9) 追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (金・ダブルベア9) 追加型証券投資信託 追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (インド・ダブルブル8) 追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (インド・ダブルベア8) T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (中国・ダブルブル8) 追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (中国・ダブルベア8) 追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (ナスダック 100・ダブルブル8) 追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (ナスダック 100・ダブルベア8) 追加型証券投資信託 追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8(金・ダブルブル8) T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (金・ダブルベア8) 追加型証券投資信託 T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (マネープールファンド8) 追加型証券投資信託